

【地震災害応急対策・復旧対策】

地震災害応急対策・復旧対策

第1編 地震災害応急対策

第1章 初動期の活動	地応 1
第1節 組織体制	地応 1
第2節 動員体制	地応 15
第3節 災害緊急事態	地応 19
第4節 災害情報の収集・伝達	地応 20
第5節 災害広報・広聴対策	地応 31
第6節 広域応援の要請・受入れ	地応 36
第7節 自衛隊の災害派遣要請	地応 40
第8節 消火・救助対策	地応 44
第9節 救急医療	地応 50
第10節 応急避難	地応 56
第11節 二次災害の防止	地応 62
第12節 地震水防応急対策	地応 64
第13節 緊急輸送活動	地応 66
第14節 ライフラインの緊急対応	地応 73
第15節 交通の安全確保	地応 74
第2章 応急復旧期の対策活動	地応 76
第1節 オペレーション体制	地応 76
第2節 住民等からの問い合わせ	地応 76
第3節 災害救助法の適用	地応 77
第4節 避難所の開設・運営等	地応 80
第5節 緊急物資の供給	地応 85
第6節 保健衛生活動	地応 90
第7節 避難行動要支援者への支援	地応 94
第8節 社会秩序の維持	地応 96
第9節 ライフラインの応急対策	地応 98
第10節 交通の機能確保	地応 101
第11節 農業関係応急対策	地応 103
第12節 建築物・住宅応急対策	地応 104

第13節	応急教育等	地応	108
第14節	遺体の収容・処理及び火葬等	地応	111
第15節	廃棄物の処理	地応	114
第16節	自発的支援の受入れ	地応	118

第2編 地震災害復旧・復興対策

第1章	生活の安定	地復	1
第1節	公共施設等の復旧	地復	1
第2節	り災証明の発行	地復	4
第3節	激甚災害の指定	地復	6
第4節	特定大規模災害	地復	8
第5節	被災者の生活確保	地復	9
第6節	中小企業の復旧支援	地復	15
第7節	農業関係者の復旧支援	地復	16
第8節	ライフライン等の復旧	地復	17
第2章	復興の基本方針	地復	21
第1節	復興の基本的な考え方	地復	21
第2節	市における復興に向けた取組み	地復	23
第3節	災害復興計画の策定	地復	24

付編1 東海地震関連情報に伴う対策

第1章	計画の目的等	東海	1
第1節	目的	東海	1
第2節	基本方針	東海	1
第2章	応急対策活動	東海	3
第1節	東海地震注意情報が発表された時の対応	東海	3
第2節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	東海	4
第3節	住民・事業所等に対する広報	東海	8

第1編 地震災害応急対策

第1章 初動期の活動

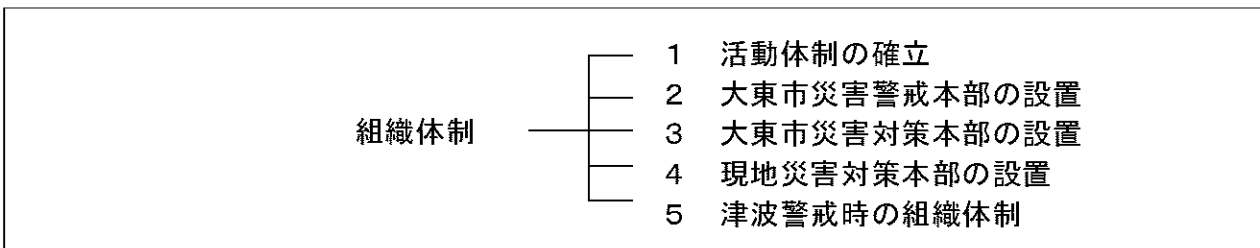
第1節 組織体制

市は、市域内に地震による災害が発生した場合、迅速かつ的確に災害対策活動を実施するため、災害発生規模に応じた組織動員体制をとる。

【実施担当機関】

各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 活動体制の確立

観測した震度に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

- (1) 津波警報の場合は、可動橋である住道新橋周辺の河川の水位上昇に備える予防的対応を取る。
- (2) 震度4の場合は、災害警戒本部を自動的に設置する。
- (3) 震度5弱以上の場合は、災害対策本部を自動的に設置する。
- (4) その他の場合は、市長が必要とする体制をとる。

〈地震時の動員・配備〉

【災害警戒本部：A号配備】

設置基準	参集対象	配備人数
震度4 〈自動設置〉	統括部長または副部長	2
	応急対策部長または副部長	2
	水道対策部長及び副部長	2
	統括班長または副班長	2
	統括班員	3
	広報班長または副班長	2
	広報班員	2
	総務班長または副班長	2
	総務班員	2
	情報班長または副班長	2
	情報班員	2
	応急対策班長または副班長	2
	応急対策班員	3
	資材調達班長または副班長	1
	資材調達班員	2
	各地区対策班長または副班長	8
	各地区対策班員	16
	教育管理対策班員（班長・副班長含む）	2
	水道対策部 庶務班	2
	水道対策部 給水対策班	2
	水道対策部 施設対策班	6
	議会災害対策部 庶務班長	1
	配置人数 計	68

【災害対策本部：B号配備】

設置基準	参集対象	配備人数
震度5弱・5強 〈自動設置〉	全ての部長及び副部長	31
	統括部各対策班長及び副班長（全員）	15
	統括班員（全員）	30
	広報班員	5
	総務班員	5
	情報班員	5
	環境衛生班員	5
	応急対策班長及び副班長（全員）	3
	応急対策班員（全員）	20
	資材調達班長及び副班長（全員）	3
	資材調達班員	5
	住道新橋班長または副班長	2
	住道新橋班員	4
	各地区対策班長及び副班長（全員）	32
	各地区対策班員	80
	教育管理対策班長及び副班長（全員）	9
	教育管理対策班員（全員）	46
	福祉対策班長及び副班長（全員）	4
	福祉対策班員（全員）	21
	医療・救護班長及び副班長（全員）	2
	医療・救護班員（全員）	26
	福祉施設班長及び副班長（全員）	9
	福祉施設班員	54
	水道対策部各班 全員	32
	議会災害対策部 庶務班長	1
	配置人数 計	449

【災害対策本部：C号配備】

設置基準	参集対象	配備人数
震度6弱以上 〈自動設置〉	全職員	647

〈地震時の動員・配備〉

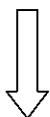
(大津波警報・津波警報・津波注意報の発表時)

【出動準備体制】

設置基準	対応
津波注意報の発表時	統括班長、応急対策班長、住道新橋班長の3者で情報を共有し、警報発令時に備え、出動準備をする。

【警戒体制（第1段階）】

設置基準	対応及び参集対象	配備人数
津波警報の発表時	統括班	2
	住道新橋班	2
	統括班は消防署で、住道新橋班は住道新橋操作室で待機し、情報収集を行う。応急対策班長は応急対策班員に出動準備を要請し、人員を確保する。	



状況により体制拡大

【警戒体制（第2段階）】

設置基準	対応及び参集対象	配備人数
大津波警報 または津波警報の発表時	統括班（統括班の3分の1）	3
	応急対策班（応急対策班の3分の1）	5
	住道新橋班（住道新橋班の3分の1）	3

【地域防災計画関係資料】資料7：気象庁震度階級関連解説表…………… P412

2. 大東市災害警戒本部の設置

統括部長は、次の設置基準に該当する場合、災害警戒本部を設置し、A号配備をもって災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

大東市で震度4を観測した場合に自動的に設置する。

(2) 動員基準

配備体制は、A号配備とする。

配備人数については、その時の状況に応じて増員する。

(3) 組織体制

災害対策本部体制に準じる。

(4) 災害警戒本部の設置場所

消防署4階屋内訓練場

(5) 災害警戒本部の運営

統括部長は指揮者として災害警戒本部を運営し、警戒体制、災害応急対策のための災害対策要員（職員）の動員、配備を行う。

ア 班長は、参集後、状況判断によって所属対策部長と協議のうえ、職員を追加招集する。

イ 統括部情報班は、地震情報等の収集にあたる。

(6) 災害警戒本部の対応事項

災害警戒本部は、次の事項について実施する。

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 災害危険箇所等の巡視及び警戒

ウ 被害情報の把握

エ 救助及び避難勧告の対策

オ 関係機関との情報連絡及び調整

カ 防災資機材の点検

キ その他、必要な事項

(7) 解散基準

ア 災害対策本部が設置された場合

イ 当該災害に対する応急対策等の措置が終了した場合

ウ 災害が発生するおそれなくなった場合

エ その他市長が適当と認めた場合

(8) 設置及び解散の通知

統括部長は、災害警戒本部を設置または解散した場合、各部、大阪府、関係機関にその

旨を通知する。

3. 大東市災害対策本部の設置

本部長(市長)は、次の設置基準に該当する場合、大東市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

大東市で震度5弱以上を観測した場合に自動的に設置する。

(2) 動員基準

配備体制は、震度5弱以上を観測した場合、B号配備とし、震度6弱以上を観測した場合、C号配備とする。

(3) 組織体制

災害対策本部体制とする。

(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、消防署4階屋内訓練場に置く。

(5) 本部表示の掲示

本部を設置した場合には、消防署及び本部の入口等に「大東市災害対策本部」の標識、看板を設置する。

(6) 組織及び運営

ア 災害対策本部の組織

本部の組織は、次頁のとおりとする。なお、地区対策部は、中学校区を基準とした8ブロックに分け、各ブロックごとに設置するが、災害の規模、被害の状況等によって適宜統廃合する。

【地域防災計画関係資料】付表29：各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表…………… P471

イ 本部会議

災害対策本部会議は、災害に関する基本的事項を協議決定する。

(ア) 本部会議の構成

本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部構成員（消防署長、消防団長、教育長、危機管理監）及び各部構成員（各対策部長）で構成する。

(イ) 職務・権限の代行

- ① 災害対策本部の本部長は、市長があたり、市長が不在の場合は、副市長、教育長、危機管理監の順位で代行する。
- ② 統括部、各対策部の部長及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

(ウ) 協議決定事項

- ① 災害応急対策に関すること。
- ② 災害の復旧に関すること。
- ③ 動員配備に関すること。
- ④ 避難所の開閉及び避難の勧告、指示の発令に関すること。
- ⑤ 各部・各班間の連絡調整事項の指示に関すること。
- ⑥ 災害救助法の適用申請に関すること。
- ⑦ 自衛隊災害派遣要請の依頼に関すること。
- ⑧ 国・大阪府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑨ 他市町村への応援要請に関すること。
- ⑩ その他災害に関する重要な事項。

(エ) 開催場所

消防署4階屋内訓練場で開催する。

ウ 緊急対策会議

緊急対策会議は、本部会議を招集する時間がない場合等に開催する。

(ア) 緊急対策会議の構成

市長、副市長、教育長、危機管理監、消防署長その他市長が必要と認める者で構成する。

(イ) 協議決定事項

- ① 本部会議の招集に関すること。
- ② 動員配備に関すること。
- ③ その他応急対策に関すること。

(ウ) 開催場所

消防署4階屋内訓練場で開催する。

エ 防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施するうえで必要のある場合は、大東市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

(7) 解散基準

- ア 災害発生のおそれが解消した場合
- イ 災害応急対策がおおむね完了した場合
- ウ その他本部長（市長）が適当と認めた場合

(8) 設置及び解散の通知

本部長は、本部を設置または解散した場合、各部、大阪府、関係機関、報道機関、市民等にその旨を通知する。

(9) 決定の通知

統括部統括班は、本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、統括部統括班は、災害対策要員（職員）に周知を要するものについては、庁内放送等によって速やかに周知徹底を図るとともに、各部相互間の連絡調整を迅速に行う。

(10) 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図るため、職員を連絡要員として派遣する。

(11) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、次頁のとおりとする。

4. 現地災害対策本部の設置

災害対策本部設置体制下において、局地的に著しい災害が発生しまたは発生が予想される場合、現地で指揮系統の確立を行う必要があるときは、本部長の指示により、現地災害対策本部を設置することができる。

(1) 設置の基準

局地的に著しい災害が発生しまたは発生が予想される場合において現地で指揮系統の確立を行う必要があると市長が認めたとき。

(2) 動員基準

配備体制は、発災地を管轄する地区対策部を以って行う。

(3) 組織体制

- ア 現地災害対策本部長 災害対策本部長が指名する者
- イ 現地災害対策副本部長 応急対策部長が指示する者
- ウ 現地災害対策本部員 地区対策部の部長以下5名

(4) 事務分掌

災害対策本部体制に準じる。

5. 津波警戒時の組織体制

津波予報区・大阪府で津波警報、大津波警報が発表された場合において、津波被害のおそれはないとされているが、可動橋である住道新橋周辺の河川の水位上昇に備える予防的対応として設置し、災害情報の収集、災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

(1) 設置基準

津波警報、大津波警報が発表された場合、可動橋である住道新橋周辺の河川の水位上昇に備える予防的対応として設置する。

(2) 動員基準

配備体制は、統括部、応急対策部を中心とした警戒配備とする。

(3) 組織基準

災害対策本部体制に準じる。

(4) 事務分掌

- ア 鉄扉及び可動橋の操作
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 災害危険箇所等の巡視及び警戒
- エ 被害情報の把握
- オ 救助及び避難勧告の対策
- カ 関係機関との情報連絡及び調整
- キ 防災資機材の点検
- ク その他、必要な事項

〈大東市災害対策本部の事務分掌〉

部 名	班 名	事 務 分 掌
統 括 部	統 括 班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設営に関する事 ○防災活動の指揮に関する事 ○災害対策本部会議の運営に関する事 ○本部長等の指示事項を各対策部及び関係機関に連絡する事 ○各部の配備人員の確認、応援要員の受入れ、配置に関する事 ○各対策部への指示及び連絡調整に関する事 ○防災無線の統制に関する事 ○通信連絡計画の策定及び実施に関する事
	広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長、副本部長の秘書に関する事 ○市に対する他団体等からの災害見舞いの受付、受領に関する事 ○本部長等の現地視察及び被災地の見舞いに関する事 ○被害状況の取材、記録に関する事 ○報道機関との連絡調整に関する事 ○気象状況、避難通告等市民への広報に関する事
	総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ○り災台帳の作成、り災証明書の発行及び発行に伴う調査に関する事 ○国、府、市、その他関係機関との連絡調整に関する事 ○応援要請、相互応援・協力の窓口に関する事 ○自衛隊の災害派遣の要請及び受入れに関する事 ○災害救助法の適用申請に関する事 ○本部の庶務及び各部への配車に関する事 ○災害対策に従事する職員、他市町村の職員の福利厚生に関する事 ○義援金の受付、受領に関する事 ○災害見舞金、弔慰金の支給に関する事 ○災害時における本庁舎の維持管理の計画策定及びその実施に関する事 ○電気設備、空調設備及び車両等の保全に関する事 ○各対策部内の施設等の保全につき連絡調整及びその指導に関する事 ○防災活動に伴い発生した交通事故、人身事故等の処理及びその他、事故対策に関する事 ○職員の食糧等の調達に関する事
	情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○市民からの通報、問い合わせ、苦情の受付に関する事 ○気象通報、地震情報等情報の収集に関する事 ○被災市民の生活相談に関する事
	環 境 衛 生 班	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫情報の収集及び各関係機関との連絡調整に関する事 ○災害による伝染病予防のための薬剤散布に関する事 ○防疫医薬品及び防疫資機材の調達、配布及び当該物品の出納に関する事 ○災害による搬出された粗大ゴミ及び塵芥の処理に関する事 ○災害によって浸水した便槽の調査及びその汲取に関する事 ○避難所等における仮設トイレの設置 ○遺体の安置に関する事 ○その他環境衛生に関する事

第1編 地震災害応急対策
第1章 初動期の活動

部 名	班 名	事 務 分 掌
応急対策部	応 急 対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> ○河川、橋梁、道路、公共施設、市有建物（含市営住宅）等の応急復旧につき、各地区対策部との連絡調整を図り、応急復旧を請負にかける場合また高度な技術判断が必要な場合、その応急措置の技術指導にあたること ○交通規制等の実施につき、警察署と連絡をとり地区対策部に指示すること ○ポンプ、発電機の応急処置につき各地区対策部と連絡調整のうえ配置の指導を行うこと ○仮設住宅の建設に関すること ○仮設住宅への入居、管理に関すること ○被災建築物等の危険度等の相談に関すること ○被災建築物等の解体撤去に関すること ○災害復旧建築についての行政指導に関すること ○土砂災害危険箇所に係る災害対策に関すること ○災害応急単価契約に基づく応援要請に関すること ○重点パトロール箇所のパトロールに関すること ○市内に設置しているポンプの点検に関すること ○土のう要請に対する手配に関すること ○水門、ポンプ及び除塵機の操作に関すること ○操作に伴う関係機関への連絡に関すること
	資 材 調 達 班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧資機材の調達に関すること ○調達資機材につき、地区対策部との連絡調整に関すること ○災害復旧資機材の備蓄の管理に関すること
	住 道 新 橋 班	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄扉及び可動橋の操作に関すること ○操作に伴う関係機関への連絡及び交通整理に関すること ○鉄扉及び可動橋の毎月1回試運転操作の実施に関すること

部 名	班 名	事 務 分 掌
地区対策部	地区対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○人、土地、家屋の被害状況を調査し、本部に報告すること ○担当地区の防災用資機材の調達、配布及び応急復旧資機材の出納に関する こと ○担当地域内の常設防災設備の点検整備に関する こと ○消防分団との連絡調整に関する こと ○担当地域内の河川、橋梁、下水道、公共施設、市有建物（含市営住 宅）等の応急復旧につき、応急対策部及び水道対策部と連携を図り直 営で行う応急復旧活動及び技術指導に関する こと ○行方不明者の捜索及び収容に関する こと ○被災建築物等の小規模な解体撤去に関する こと ○避難計画の策定に関する こと ○担当地域内の被災者、避難者を避難場所に誘導、収容する こと ○避難所の開設・秩序維持に関する こと ○避難者の世話、救護に関する こと ○避難救護活動の状況を本部に報告する こと ○避難した通院患者の状況把握に関する こと ○避難者及び防災従事者の食料、生活必需品、飲料水等の確保及び集約 に関する こと ○食料、生活必需品及び救援物資等の受領、配給に関する こと ○避難所の資機材等の調達に関する こと ○食料等、救援物資、資機材など全体的な物資の流れの把握に関する こと ○救援物資の受付及び仕分けに関する こと ○活動全般の連絡調整に関する こと ○輸送計画の策定に関する こと ○食料、生活必需品等及び救援物資、復旧資機材の輸送に関する こと
健康福祉 対策部	福祉対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○地区対策部と連携し、避難における要援護高齢者、障害者等の支援に 関する こと ○避難所における避難行動要支援者の援助に関する こと ○ボランティアの受入れ及び配置に関する こと ○活動全般の連絡調整に関する こと
	医療・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会、歯科医師会及び薬剤師会への協力要請に関する こと ○保健所との連絡調整に関する こと ○衛生協力団体との連絡調整に関する こと ○災害時における保健指導に関する こと ○被災地域の検診に関する こと ○救護医薬品の整備、確保、管理に関する こと ○災害時における負傷者、急病人の治療に関する こと ○避難所の巡回診療に関する こと ○その他救護に関する こと
	福祉施設班	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者の避難救助と被災状況の調査に関する こと ○施設の被害状況の調査に関する こと ○施設の保全に関する こと ○民間保育園等、民間施設との連絡調整に関する こと ○災害に係る休園等の措置に関する こと

第1編 地震災害応急対策
第1章 初動期の活動

部 名	班 名	事 務 分 掌
教育対策部	教育管理対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○園児、児童、生徒の避難救助と被災状況の調査に関する事 ○児童生徒の避難誘導並びに収容に関する事 ○災害に係る休校園等の措置に関する事 ○施設の被害状況の調査に関する事 ○施設の保全等に関する事 ○収集した資料、調査事項及び被災状況について本部に報告する事
水道対策部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ○対策会議の庶務に関する事 ○情報、資料の収集、記録及び報告書の作成に関する事 ○資機材調達に関する事 ○タンク車等、車両の管理及び配車に関する事 ○無線の通信に関する事 ○その他他班に属さない事
	給水対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急給水に関する事 ○情報、資料の収集、記録及び報告書の作成に関する事
	施設対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○給配水管の応急復旧及び給配水の確保に関する事 ○大東市指定管工事業協同組合との緊急連絡調整に関する事 ○配水場の送配水調整に関する事 ○送配水施設の応急復旧及び送配水の確保に関する事 ○情報、資料の収集、記録及び報告書の作成に関する事 ○下水道の応急復旧に関する事
議会 災害対策部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ○議員及び関係機関との連絡調整に関する事
各対策部 共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ○出勤職員の把握及び要員の確保に関する事 ○発災直後の人命救助に関する事 ○収集した資料及び調査事項の記録及び本部への報告に関する事

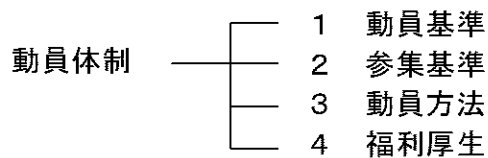
第2節 動員体制

市は、地震が発生した場合、迅速かつ的確に災害対策活動が実施できるよう、観測した震度に応じて職員を動員配備する。

【実施担当機関】

各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 動員基準

- (1) 大東市で震度4を観測した場合は、A号配備とする。
- (2) 大東市で震度5弱以上を観測した場合は、B号配備とする。
- (3) 大東市で震度6弱以上を観測した場合は、C号配備(全職員)とする。
- (4) その他市長が必要と認めた場合

2. 参集基準

- (1) 勤務時間内にあつては、府が消防署に取り付けた震度計が示す震度とする。
- (2) 勤務時間外にあつては、大阪管区気象台が発表する地震情報における大東市の震度とする。なお、停電等によって地震情報が確認できない場合は、職員各自の判断により自主参集を行う。

3. 動員方法

- (1) 勤務時間内
 - ア 連絡体制
 - (ア) 統括部統括班及び広報班が連携して、配備体制について庁内放送で周知する。
 - (イ) 電話、ファクシミリ等によって行う場合は、統括部各班が連携して実施する。

イ 活動体制への移行

伝達を受けた場合は、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

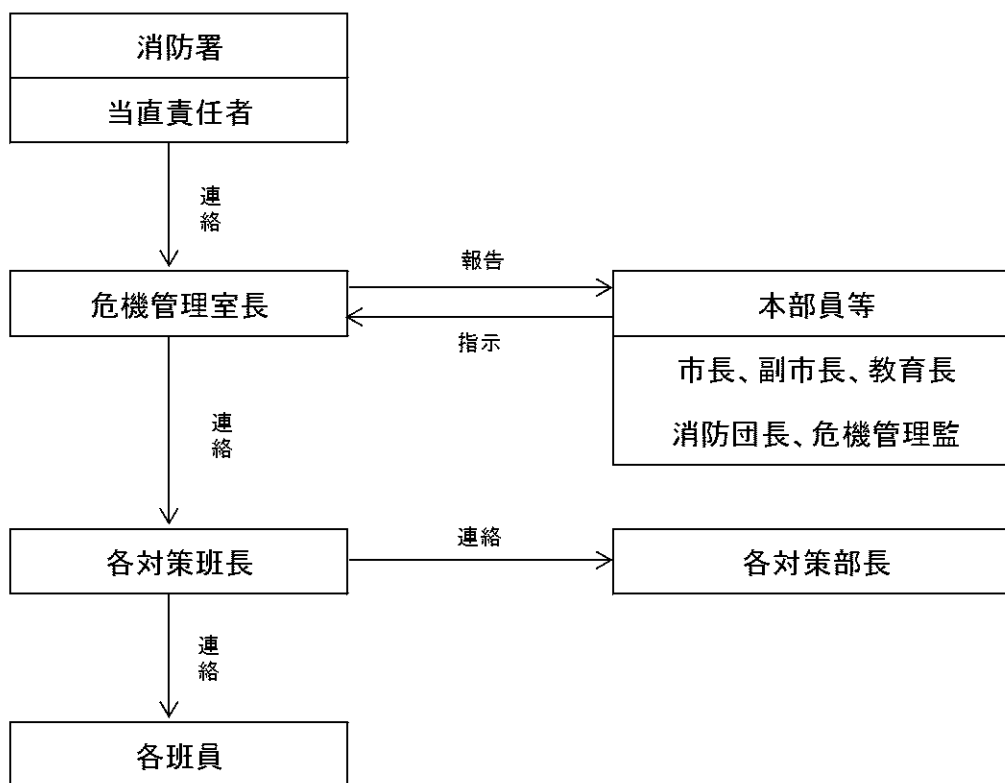
(2) 勤務時間外

ア 連絡体制

(ア) いずれの震度の場合でも、参集対象職員（震度6弱以上の場合は全職員）は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集する。

(イ) 電話等による配備指令の伝達を行う場合、または消防署に設置された計測震度計の震度階で職員を配備する場合は、次の系統によって行う。

〈夜間緊急連絡要領〉



イ 参集場所

職員の参集場所は、地区対策部に該当する職員等、特に定められた場合を除き、消防署とする。

(ア) 地区対策部以外の職員

地震発生後直ちに特に定められた場合を除き、消防署に参集する。交通途絶等のため、参集困難な場合も、あらゆる手段を検討し、参集を図る。

(イ) 地区対策部の職員

地区対策部に所属する職員（近隣居住者を優先配置）は、指定の参集場所（地区対策部の設置箇所）へ徒歩・自転車等による方法も考慮に入れて速やかに参集する。

ウ 過渡的措置

大東四條曙消防組合は、職員が参集するまでの間、次の活動を行う。

(ア) 災害発生直後から被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて府及び関係機関等との連絡調整を行う。

(イ) 職員が参集してきた場合は、順次統括部総務班への引継を行う。

エ 参集途上の防災活動

勤務時間外において参集場所に参集する場合、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集する。

(ア) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに統括部総務班に報告する。情報収集事項は、次のとおりとする。

- ① 道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況
- ② 鉄道施設の被害状況及び運行状況
- ③ 建築物等の倒壊等被災状況
- ④ 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況
- ⑤ 崖崩れ等の土砂災害の状況
- ⑥ 火災発生状況
- ⑦ 被災者・避難者の状況
- ⑧ その他被災状況

(イ) 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇した場合は、最寄りの警察、消防署に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

(3) 参集の報告

ア すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

イ 班長は、班員の参集状況を対策部長に報告する。

ウ 各部長、対策部長は、班ごとの参集状況を統括部統括班へ報告する。

(4) 人員の増強

ア A号またはB号配備の場合

各部長、各対策部長は、災害対策活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、各部内で配備人員を増員し、その旨を統括部統括班へ報告する。

イ C号配備の場合

各部長、各対策部長は、災害対策活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を統括部統括班へ要請する。

統括部統括班は、速やかに各部の人員配備の確認を行い、可能な範囲において応援要員の派遣を行う。

(5) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、地震発生直後の動員対象から除外する。これに該当する職員は、可能な限り速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

ア 公務のため管外出張中の場合

イ 職員自身が地震発生時に療養中または災害の発生によって傷病の程度が重傷であるもの。

ウ 親族に死亡者または重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

エ 自宅から火災が発生し、または周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

オ 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

カ 当該職員が居住する自宅が全壊した場合

キ その他事情によって特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

4. 福利厚生

統括部総務班は、災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

(1) 宿泊及び仮眠施設等の確保

統括部総務班は、災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

(2) 食料等の調達

統括部総務班は、災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送と併せ、輸送の合理化を図る。

(3) 勤務状況の把握・管理

統括部統括班は、統括部総務班と協力して、災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各部の事情に即し、適宜要員の交替等を行う。

第3節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

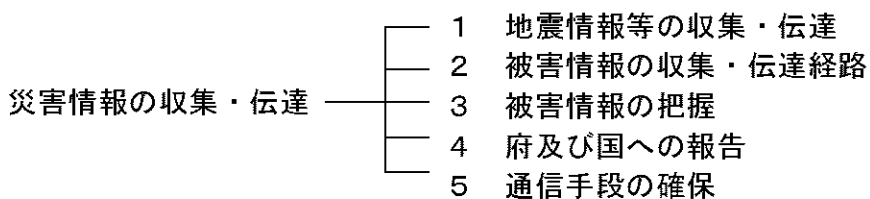
第4節 災害情報の収集・伝達

市は、地震や津波に関する情報や災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）が、災害対策の基礎として必要不可欠であるため、調査要領に基づき関係機関と調整をとり迅速かつ的確に情報の収集・伝達を実施する。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

【実施担当機関】

各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 地震情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集

ア 緊急地震速報

(ア) 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される区域（大東市の区域は大阪府北部）に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(イ) 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

イ 地震情報

気象庁は、震度3以上を観測した場合、震源の位置、規模及び地域震度、市町村震度（震度観測点のある市町村の区域において観測された最大の震度）を発表する。

また、震度5弱以上と予想されるが震度データを入手していない震度観測点のある市町村名も発表することとなっている。大東市では、市町村名として「大東市、四條畷市、寝屋川市、東大阪市」の震度を参考にする。また、大阪府震度情報ネットワークシステムの震度計によって、自動的に本市域の震度（消防署に設置されている計測震度計の震度）が得られる。

地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 大東市の地域名は「大阪府北部」
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
---------	---------	--

(ア) 収集方法

- a 統括部情報班は、電話、防災行政無線及び府防災情報システム等を通じて、大阪管区気象台発表の地震情報を速やかに収集する。
- b 通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手するよう努める。

(イ) 市民への情報伝達

市は、防災行政無線、広報車等を利用し、又は状況等に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して地震に関する情報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。なお、周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

ウ 火災情報

(ア) 火災発生の通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。

(イ) 電話不通時は、市民からの各消防署等への通報並びに各地区対策部からの情報による。

エ 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法によって措置する。

(ア) 発見者の通報義務

異常現象を発見したものは、遅滞なく市長または警察官に通報しなければならない。

(イ) 警察官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに市長及び四條畷警察署長に通報しなければならない。

(ウ) 市長の通報

通報を受けた市長は、直ちに大阪管区気象台、府（本庁関係課または出先機関）に通報するとともに市民に対して周知徹底を図らなければならない。

(エ) 異常現象の種類

a 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動など

b 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下など

c 土砂災害

① 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在など

② 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出しなど

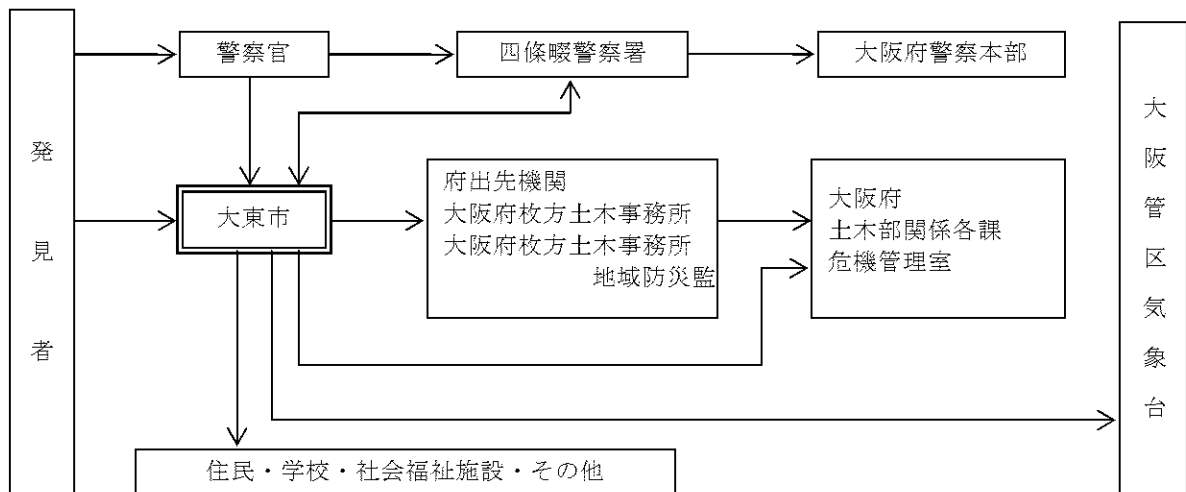
③ がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など

④ 山地災害

わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走るなど

(オ) 異常現象通報系統図



(2) 本部の措置

統括部総務班は、収集した情報については、情報票等に記録し本部長に報告するとともに、必要に応じ各部長を通じ所属班長へ伝達する。

伝達を受けた班長は、速やかに所属職員に周知するとともに適切な措置を講じる。

2. 被害情報の収集・伝達経路

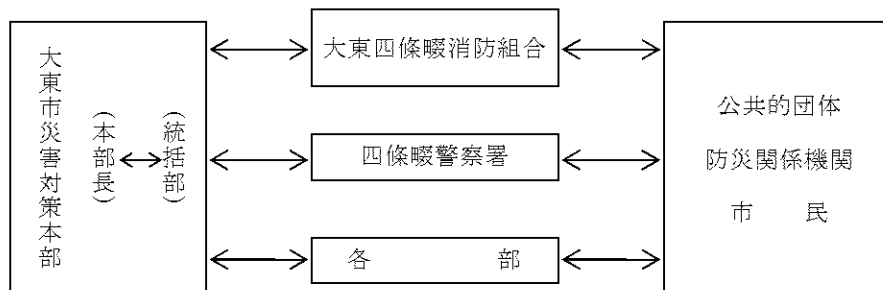
収集した情報の有効かつ適切な利用を図るため、伝達系統に従い、各部及び関係機関に迅速かつ的確に伝達する。

(1) 収集・伝達方法

次に示す手段を活用して情報を収集・伝達する。

- ア 防災行政無線
 - イ 電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段
 - ウ バイク、自転車等を用いた伝令
- (2) 被害情報の収集・伝達系統

情報の収集・伝達は、次の系統によって行う。



3. 被害情報の把握

統括部総務班は、災害発生後の的確な応急対策活動を実施するため、被害状況を迅速かつ的確に把握する。

(1) 被害地域、被害規模等の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- ア 消防機関への通報状況
- イ 四條畷警察署からの情報（通報状況等）
- ウ 防災関係機関からの情報
- エ 自主防災組織、住民等からの情報
- オ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- カ 庁舎周辺の状況
- キ その他

(2) 被害の種別ごとの把握

- ア 災害発生後、直ちに収集すべき主な情報
 - (ア) 火災発生状況
 - (イ) 避難の必要性の有無及びその状況
 - (ウ) 主要な道路、橋梁、信号機等の被災状況及び交通渋滞情報等
 - (エ) 救急・救助の必要性の有無及びその状況
 - (オ) 住家の被害その他の物的被害状況
 - (カ) 電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインの被害状況

(キ) その他災害対策に必要な情報

イ 災害発生後2日目以降に収集すべき主な情報

(ア) 二次災害の情報及びその原因

(イ) 被害状況

(ウ) 応急措置の実施状況

(エ) 被災地域の住民の動向及び要望事項

(オ) 現地活動上の支障要因等の状況

(カ) その他災害対策に必要な情報

(3) 収集、報告の要領

ア 被害状況等の収集報告は、迅速に行い災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。

イ 被害状況等の迅速かつ正確な収集及び報告を図るため、組織を挙げて被害調査にあたりるとともに大東市災害対策本部、及び市内防災関係機関は、常に緊密な連絡を図る。

ウ 各対策部は、それぞれ所管事項及び所管の公共的施設の被害状況等を調査し、大東市災害対策本部へ報告する。

エ 勤務時間外に震度4以上を観測した場合は、参集者が可能なかぎり、参集途上に被害状況、その他災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属場所の責任者に報告する。

オ 大東市災害対策本部への報告は、所定の報告書によって行う。ただし、緊急を要するものについては、電話・口頭等の方法によるが、事後速やかに報告書を提出する。

(4) 市民からの通報について

市民から被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ地区対策部に連絡する。

(5) 被害状況の集約

ア 情報の集約

統括部総務班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

(ア) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

(イ) 被害分布図等

イ 被害情報等の整理

統括部総務班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関に速やかに報告できるよう準備する。

ウ 報告取りまとめの注意事項

情報の取りまとめにあたっては、次の点に留意する。

- (ア) 確認された情報によって把握されている災害の全体像の把握
- (イ) 確認情報と至急確認すべき情報（未確認情報）の整理
- (ウ) 他部、他機関への要請及び要員の派遣等を要する情報の整理
- (エ) 情報の空白地の把握

※大規模な災害時には「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。

- (オ) 被害の軽微もしくは被害なしである地区の把握

(6) 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、統括部総務班は、府に対して
応援要請を行う。

〈報告の区分及び様式〉

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
参集報告	参集状況	活動終了時に報告、長期の場合は毎日報告	○参集時間から終了時間までの時間報告	
	被害状況	覚知後、直ちに記録以後詳細が判明の都度記録 応急措置実施後直ちに報告 以後実施の都度報告	○人的被害、住家被害及び幹線道路損壊を重点に ○現況を把握できた範囲で ○迅速性を第一に ○部分情報、未確認情報も可 ただし、その旨及び情報源を明記 ○災害応急対策、措置状況 (避難、食料、飲料水、生活必需品等の供給、医療・保健衛生等) ○対策要員の人身に係る事故 ○その他必要と認める事項	
速報	要請情報	必要と認める都度、即時	○対策要員の補充・応援の要請 ○応急対策用資機材・車両等の調達の要請 (軽微なものを除く) ○広報活動実施の要請 ○自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣要請 ○その他必要と認める事項	
	被害情報	被害状況が確定するまでの間、毎日10時までに取りまとめて報告	○発生後緊急に報告した情報をまとめ、確認された事項を報告 ○全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合にはその集計及び氏名、年令、住所等をできるかぎり速やかに調査し報告	
避難状況報告	避難情報	避難所開設時から毎日10時までに取りまとめて報告	○避難者数の報告 ○食料必要食数の報告 ○行方不明者の確認、報告 ○その他避難所運営に係ること	資料編 様式12 様式13

4. 府及び国への報告

統括部総務班は、被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）に従い、基本的に府に対して実施する。

府（危機管理室）に対しての第一報は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（1）報告基準

ア 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

イ 次の基準に該当する場合は、府において府防災情報システムへの災害登録を行うので、被害など報告すべき事項が生じた場合は、そのつど速やかに府に報告する。

なお、府への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行う。

（ア）一般基準

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- b 市が災害対策本部を設置したもの。

（イ）個別基準

地震が発生し、市の区域内で震度4以上を観測したもの

（ウ）社会的影響基準

（ア）一般基準、（イ）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

（2）直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない）である。

（3）府への報告要領

府への報告は、府防災情報システムに入力することによる。ただし、当該システムが故障などの原因によって運用できなくなった場合は、府防災行政無線、電話及びファクシミリで報告する。

（4）報告区分及び要領

統括部総務班は、災害が発生した時点から、当該災害に対する応急対策が完了するまで

の間、次の区分に従い報告する。

報告すべき火災・災害等を覚知したときには原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲※でその第一報を府に報告する。

また、第二報以後は、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。

※：第一報の報告については、報告の迅速化を優先するため、被害の全容が明らかでなくとも、その概要が把握できるものであれば、即報様式以外での送付も可能。

ア 災害概況即報

地震発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）「災害概況即報」に従い報告するとともに、概況が判明するのにあわせて随時報告する。人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

また、土砂災害が発生した場合は、被害状況の報告を大阪府危機管理室に対して行うとともに、枚方土木事務所に「地すべり、急傾斜地災害報告様式」または「土石流災害報告様式」によって報告を行う。

イ 被害状況即報

災害概況即報の報告後、被害状況の詳細が判明した場合及び被害状況に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）「被害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

ウ 災害確定報告

応急対策が終了した場合は、終了後速やかに「災害報告取扱要領」第1号様式「災害確定報告」に掲げる全項目について報告する。

(5) 国への報告

被害状況等の報告は、基本的に府に対して行うが、以下の場合は、国(消防庁)に通報するものとする。

ア 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を国(消防庁)に通報する。

イ 府への報告が通信の途絶等によりできない場合は、直接国(消防庁)に通報する。

【地域防災計画関係資料】 様式1：災害概況即報の報告様式	P473
様式2：被害状況即報の報告様式	P474

様式3：災害確定報告の報告様式…………… P475
 様式4：地すべり、急傾斜地災害報告様式…………… P476
 様式5：土石流災害報告様式…………… P477

5. 通信手段の確保

災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

災害時における各関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、市及び関係機関は、それぞれ通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡を確保する。

(1) 無線通信機能の点検及び復旧

災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検し、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

(2) 通信連絡の方法

災害時の通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施する。このため市及び関係機関は、災害時における通信等の錯綜を避けるため、災害用指定電話（有線電話の場合）を確保し窓口の統一を図る。

(3) 無線による連絡

- ア 大東市防災無線の利用
- イ 大阪府防災行政無線の利用
- ウ 大阪地区非常通信経路市町村系の利用

発信 (市町村)	… 使走区間 —— 無線区間 ~~~ 有線区間	非常通信経路（中継）	着信 (大阪府)
大東市 危機管理室	大東四條畷消防組合	大阪市消防局	大阪府
	—— (通信指令室)	—— (指令情報センター) ——	
	四條畷警察署 … (警備課警備係)	大阪府警察本部 隣 —— (通信指令室) ~~~	
0.6K	JR住道駅 … (駅長室)	JR京橋駅 ~~~ (駅長室)	1.4K …

エ その他

前記ア～ウによる通信連絡が困難であるとき、または特別の必要があるときは、次の機関の協力を得て通信を行う。

名 称	申 込 先
大阪府警察	府警本部 各警察署 通信指令室長 署 長
西日本旅客鉄道（株） 日本鉄道貨物（株）	駅長または情報区の長（技術課長）

（4）電気通信設備の優先利用

市及び関係機関は、災害発生の通報、人命救助、被災者の救助、応急復旧等災害に関する事項で緊急に通報する必要があるときは、西日本電信電話株式会社大阪東支店に非常（緊急）電報または非常（緊急）電話申し込み、電気通信設備の優先利用によって行う。

【地域防災計画関係資料】 付表9：大東市防災行政無線通信統制運用表…………… P440

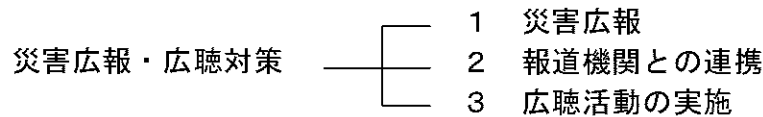
第5節 災害広報・広聴対策

市は、情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関との協力のうえ、市民に対して正確な情報を提供する。

【実施担当機関】

統括部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

(1) 広報の内容

本市が、市民に対して行う広報活動において重点を置くべき事項は次のとおりとする。

ア 地震発生直後の広報

(ア) 地震の規模・津波情報(津波の規模、到達予想時刻等)・余震・気象の状況

(イ) 出火防止、初期消火の呼びかけ

(ウ) 要配慮者への支援の呼びかけ等

イ その後の広報

(ア) 二次災害の危険性

(イ) 安心情報

(ウ) 被災状況とその後の見通し

(エ) 被災者のために講じている施策

(オ) ライフラインや交通施設等の復旧状況

(カ) 医療機関等の生活関連情報

(キ) 交通規制情報

(ク) 義援物資等の取扱い等

2. 報道機関との連携

市、府をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

ア 大津波警報等が発せられた場合

イ 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合

ウ 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合

エ 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合

オ その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

(2) 報道機関への情報提供等

統括部広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

ア 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、統括部広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

イ 災害情報の提供

災害対策本部会議を報道機関に公開するとともに、災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。

ウ 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

(ア) 災害発生の場所及び発生日時

(イ) 被害状況

(ウ) 応急対策の状況

(エ) 住民に対する避難の状況

(オ) 市民に対する協力及び注意事項

(カ) 医療・救護に関する情報

(キ) 支援施策に関する事項

(3) 要配慮者に配慮した広報

ア 障害者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。

イ 外国人への情報提供

府は、必要に応じ、株式会社FM802（FM CO.CO.LO）に対し、外国語による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送など適切な対応を要請する。

ウ 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

3. 広聴活動の実施

統括部情報班は、地震によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 特別相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、避難行動要支援者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に特別相談窓口を開設する。

(2) 相談窓口

特別相談窓口の相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

ア 上水道・下水道の修理に関すること。

イ 避難行動要支援者対策等の福祉に関すること。

ウ り災証明の発行に関すること。

エ 災害弔慰金等の支給に関すること。

オ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。

カ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること。

キ 住家の応急復旧や融資精度の利用に関すること。

ク 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。

ケ 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活支援金に関すること。

コ その他生活再建に関すること。

(3) 実施体制

ア 統括部情報班を中心として関係各部から広聴担当者として対応職員を派遣し、電話及び市民対応業務全般について実施する。

イ 特別相談窓口の開設時には、広報誌等で市民へ周知する。

(4) 要望の処理

ア 被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。

- イ 特別相談窓口等で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

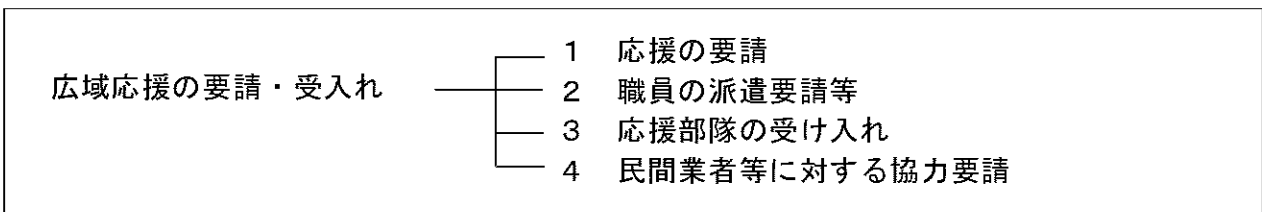
第6節 広域応援の要請・受入れ

市は、単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受け入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

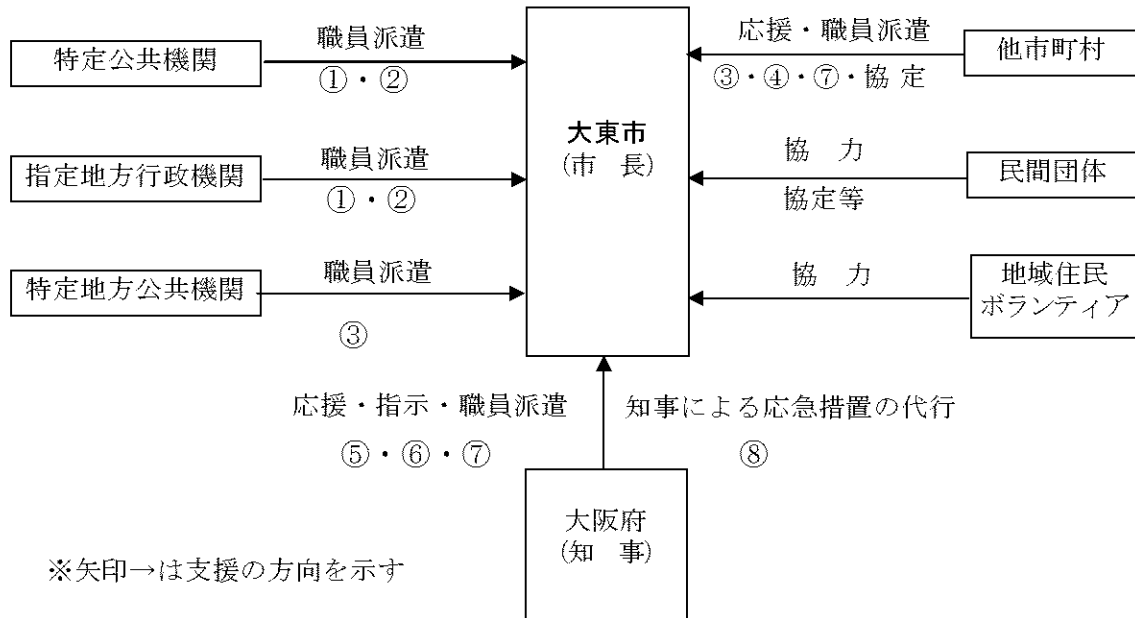
【実施担当機関】

統括部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】



- ① 災害対策基本法第29条第2項（職員の派遣の要請）
（市長等^{*1}が指定地方行政機関の長又は特定公共機関^{*3}に対し職員の派遣を要請する）
- ② 災害対策基本法第30条第1項（職員の派遣のあっせん）
（市長等^{*1}が知事に対し指定地方行政機関、特定公共機関^{*3}の職員の派遣についてあっせんを求める）

- ③ 災害対策基本法第30条第2項（職員の派遣のあつせん）
（市長等^{※1}が知事に対し他の地方公共団体、特定地方公共機関^{※4}の職員の派遣についてあつせんを求める）
- ④ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
（市長等^{※1}が他の市町村の市町村長等に対し、応援を求める）
- ⑤ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
（市長等^{※1}が知事等^{※2}に対し応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する）
- ⑥ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）
（知事が市長に対し、災害の応急措置・応急対策について必要な指示し、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する）
- ⑦ 地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣）
（市長等^{※1}が知事等^{※2}、他の市長等に対し、職員の派遣を求める）
- ⑧ 災害対策基本法第73条第1項（知事による応急措置の代行）
（市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行する）

※1：知事等

都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員

※2：市長等

市町村長又は市町村の委員会若しくは委員

※3：特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの

※4：特定地方公共機関

指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

1. 応援の要請

各部は、あらかじめ定めた事務分掌に従って災害応急対策を実施するとともに、必要に応じ統括部総務班を通じて府及び他の市町村に応援協力を求める。

(1) 要請・受入れ体制

統括部総務班は、地震が発生した場合、府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力の窓口となる。また、統括部統括班は、各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

応援要請にあたっては、次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする活動内容

オ その他必要な事項

(2) 府への応援要請

市単独で、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合は、知事に対して応援または応援のあつせんを求める。

また、市長は災害対策基本法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大阪府危機管理室	(代) 06-6941-0351 (直) 06-6944-6021 6022	06-6944-6022
	大阪府防災行政無線番号	200-4875 200-4887 (夜間)

(3) 他の市町村への応援要請

統括部総務班は、災害時に他の市町村に応援を要請する場合は、関係法令や相互応援協定等に基づき実施する。

なお、相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、府にあつせんを要請するほか、他の市町村に応援を要請する。

2. 職員の派遣要請等

災害応急対策または災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員派遣を要請する。

また、知事等に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあつせんを要請する。

要請の際は、次の必要事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣または派遣のあつせんを要請する理由
- イ 派遣または派遣のあつせんを要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣または派遣のあつせんを必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

3. 応援部隊の受け入れ

統括部総務班、統括部統括班は、応援部隊の派遣が決定した場合、広域応援部隊の内容、

到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

ア 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、府警察等と連携し、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

イ 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

ウ 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

【地域防災計画関係資料】付表12：災害時応援協定締結状況一覧表…………… P445

4. 民間業者等に対する協力要請

統括部総務班は、発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

(1) 民間業者等への協力要請

民間業者等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

(2) 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

対 象	応援協力要請の方法
協定業者等	担当部から直接協力要請の後、統括部総務班へ報告

(3) 受入れ要員の宿泊場所

統括部総務班は、状況を勘案しながら受入れ要員の宿泊場所を適宜確保する。

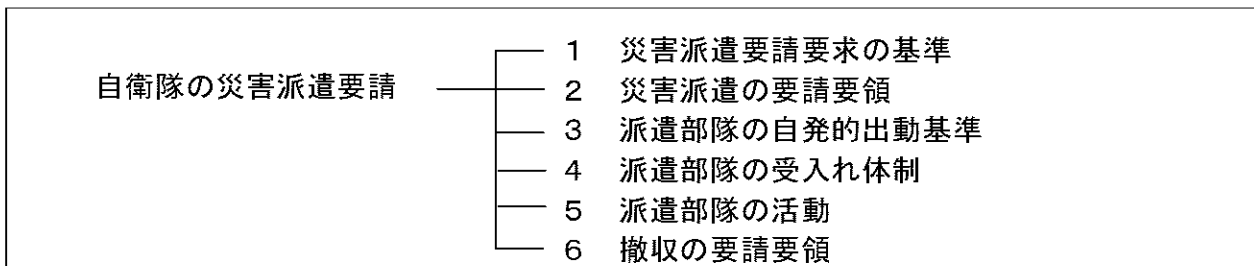
第7節 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害が発生し、市民の生命、身体及び財産を保護するため必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

【実施担当機関】

統括部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（本部長）が市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求する。

2. 災害派遣の要請要領

市長は、災害が発生し、市民の生命、身体及び財産を保護するため必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。自衛隊の災害派遣の要請及び受け入れについては、統括部総務班が事務手続きを実施する。

- (1) 市長は、災害対策本部会議を招集し、派遣の要請を決定のうえ、知事にその旨を申し入れる。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 前項の場合における要請の判断は、必要に応じ四條畷警察署、大東四條畷消防組合、淀川左岸水防事務組合等の関係機関の長と協議のうえ迅速に行う。
- (3) 知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話または口頭をもって要求し、事後速やかに知事に文書を提出する。

また、通信の途絶等によって、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊

に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

(4) 派遣要請連絡先

ア 知事

大阪府 危機管理室

大阪府防災行政無線 220-8921、8920

電 話 06-6941-0351 (大代表)

06-6944-6278 (直通) 06-6944-6278 (夜間)

大阪府中央区大手前3-1-43

イ 自衛隊

- ・陸上自衛隊 第3師団長 (第3部防衛班)

大阪府防災行政無線 823-0

電 話 072-781-0021 内線 3734

夜間 3301

兵庫県伊丹市広畑1-1

- ・陸上自衛隊 第36普通科連隊長 (第3科)

大阪府防災行政無線 824-0

電 話 072-782-0001 内線 4031、4032

夜間 4004

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1

(5) 派遣要請を要求する場合は、次の事項を明らかにする。

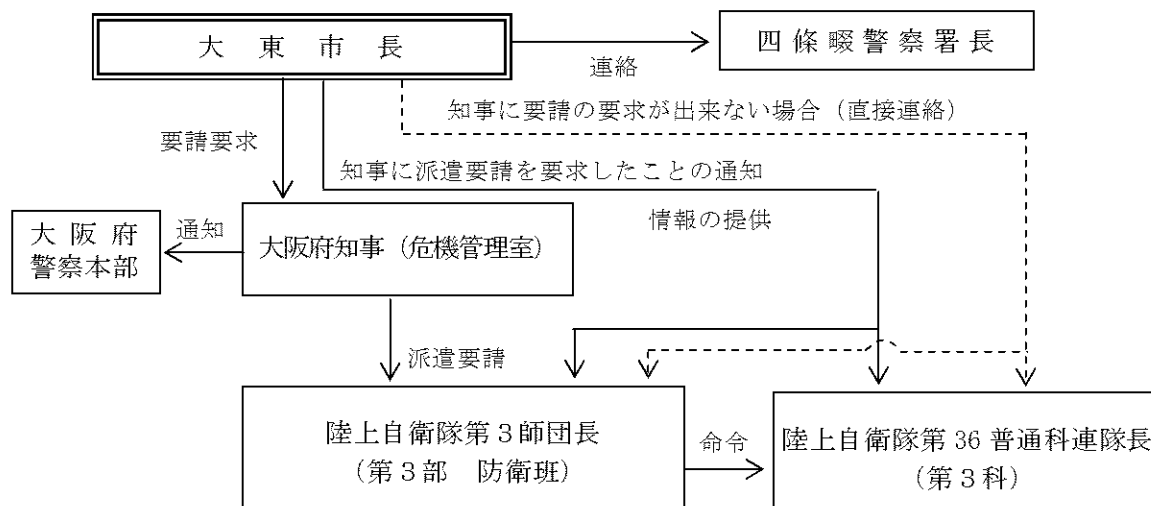
ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

【派遣要請系統図】



3. 派遣部隊の自発的出動基準（要請を待ついとまがない場合の災害派遣）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する情報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4. 派遣部隊の受入れ体制

統括部総務班は、派遣部隊を受入れる場合は、次の点に留意し、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 受入れ責任者を定め、派遣部隊指揮官及び関係機関等との連絡調整にあたらせる。責任者は、災害対策本部統括部長とする。
- (2) 派遣部隊の宿泊施設（または野营地）、駐車場の準備をする。
- (3) 派遣部隊が到着後直ちに作業に着手できるよう、災害の状況、応急対策の実施状況等を

勘案した作業計画を策定するとともに必要な資機材をできる限り準備する。

- (4) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) 災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。
- (5) 派遣部隊の装備及び携行品（食料、燃料等）以外に必要とされる物品は原則として本市が負担する。

5. 派遣部隊の活動

派遣部隊が実施する活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路または水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付または譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

6. 撤収の要請要領

災害の応急対策作業が終了した場合には、市長は速やかに知事に対し派遣部隊の撤収要請を要求する。

- 【地域防災計画関係資料】 様式6：自衛隊の災害派遣要請要求書の様式…………… P478
様式7：自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求書の様式…………… P479

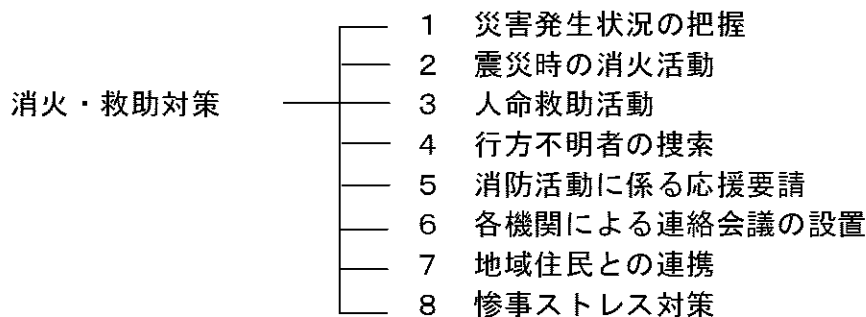
第8節 消火・救助対策

市及び関係機関は、被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

【実施担当機関】

地区対策部、大東四條畷消防組合、統括部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 災害発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線・無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

(1) 情報の収集

大東四條畷消防組合は、統括部情報班との連携のもと、市民からの通報等によって情報の把握に努める。

2. 震災時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応

する。

(2) 火災防御活動の原則

- ア 同時に複数の火災が発生した場合
延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
- イ 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合
当該避難地及び避難路の安全確保を優先する。
- ウ 高層建築物、地階等で火災が発生した場合
他の延焼拡大の危険性が大きい火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
- エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等からの火災が既に延焼拡大した場合
住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(3) 火災防御活動の区分

- ア 分散防御活動
同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少数隊で防御する。
- イ 重点防御活動
延焼火災のうち、広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して、
消防隊を集結させる。
- ウ 拠点防御活動
広域避難地の安全確保のみを目的とする。

(4) 大規模市街地火災の防御対策

- ア 初動体制の確立
- イ 火災態様に応じた部隊配備
- ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- エ 延焼阻止線の設定
- オ 自主防災組織事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

(5) 高層建築物等火災の防御対策

- ア 活動期における出動隊の任務分担
- イ 排煙、進入時等における資機材の活用
- ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
- エ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
- オ 水損防止

(6) 広域断水時火災の防御対策

- ア 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- イ タンク車の優先出動と活動

- ウ 有効かつ的確な水利統制
- エ 機械性能の保持と積載ホースの増加
- オ 広報車等の巡回による警戒体制の確立
- カ 火気使用者に対する啓発
- キ 危険区域の重点立入検査

(7) 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

ア 部隊運用

- (ア) 出動部隊数の調整
- (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制
- (ウ) 消防団との連携強化

イ 部隊の確保

- (ア) 非常招集による緊急増強隊の編成
- (イ) 他市町村消防応援隊の要請及び活用

ウ その他

- (ア) 出動体制の迅速化
- (イ) ホースの確保
- (ウ) 防火水槽、自然水利等の活用
- (エ) 広報

(8) 林野火災の防御対策

- ア 風向、山容を考慮した出場順路の選定
- イ 水利部署の検討、ホースの増載、可搬式ポンプの積載
- ウ ジェットシューター、スコップ、かま等の装備
- エ 食料、携帯型無線機の携行

(9) 二次火災の防御

地震発生から数時間～数日後に発生する火災の防止措置を講じる。

【地域防災計画関係資料】 付表12：災害時応援協定締結状況一覧表	P445
付表18：市の車両保有台数一覧表	P456
付表20：広域避難場所一覧表	P458
付表21：避難路一覧表	P459
付図3：一時避難場所、広域避難場所及び避難路位置図	P460

3. 人命救助活動

(1) 救出体制

- ア 大東四條畷消防組合は、救助隊等を編成し、救出に必要な資機材を活用し迅速に救出活動にあたる。また、必要に応じ四條畷警察署の協力を得る。
- イ 大東四條畷消防組合による救出活動が困難で応援を必要とする場合は、市長は、知事または隣接市の長等に具体的内容を明示し、応援を求める。

(2) 救出方法

現に生命、身体が危険にさらされ、早急に救出しなければならない状態にある者の救出方法は、次のとおりとする。

- ア 大東四條畷消防組合は、大東市災害対策本部、各対策部と緊密な連絡をとり、救出に必要な資機材、その他特殊車両等消防機動力を活用して救出活動にあたる。
- イ 救出した負傷者は、直ちに応急措置を施したうえ救急車等によって適切な医療機関等へ搬送する。
- ウ 復旧作業との関連及び特殊機器を要する作業については、自衛隊等の派遣を要請し、その人員、資機材等を活用する。

【地域防災計画関係資料】 付表12：災害時応援協定締結状況一覧表	P445
付表14：医療機関一覧表	P450
付表18：市の車両保有台数一覧表	P456
様式6：自衛隊の災害派遣要請要求書の様式	P478
様式7：自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求書の様式	P479

4. 行方不明者の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、各地区対策部が四條畷警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て実施する。
- (2) 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設置し、届出の受理、手続及び処理が円滑に実施できるよう努める。
- (3) 行方不明者の搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

5. 消防活動に係る応援要請

大東四條畷消防組合は、単独で消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町村消防機関等の応援を要請する。

(1) 応援の要請

ア 消防相互応援協定に基づく応援要請

大東四條畷消防組合は、単独で十分に消防活動が実施できない場合、消防相互応援協

定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

イ 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模特殊災害発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

ウ 知事への応援要請

大規模な災害が発生した場合、消防相互応援協定のほか、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請する。

エ 消防庁長官の措置による応援体制

市長または市長の委任を受けた消防長は、大東四條畷消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、緊急消防援助隊運用要綱に定める様式により速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には直接消防庁長官に対して要請する。

(2) 受入れ体制

大東四條畷消防組合は、消防応援隊や緊急消防援助隊等（以下「応援隊」という。）の派遣が決定した場合、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

ア 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。

イ 応援隊及び府との連絡職員を指名する。

ウ 応援隊の調整本部は、市災害対策本部または府災害対策本部が設置された場合においては、それらの中でその機能を果たすものとする。

エ 消防活動実施中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、効果的に実施する。

【地域防災計画関係資料】付表12：災害時応援協定締結状況一覧表…………… P445

6. 各機関による連絡会議の設置

市、府、四條畷警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図り、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

7. 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、消防吏員が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防吏員が到着した際は作業を引き継ぐ。なお、消防吏員は、必要に応じて地域住民に、作業の継続を要請する。

【地域防災計画関係資料】付表11：自主防災組織等一覧表…………… P443

8. 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

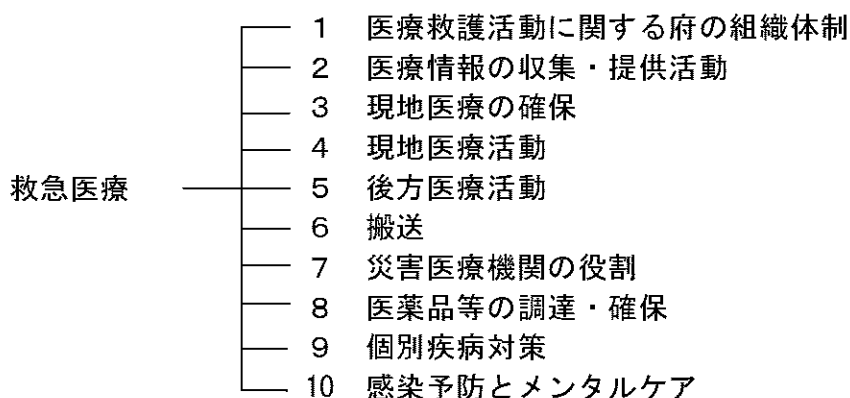
第9節 救急医療

市は、医療機関及び医師会等との連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)を実施する。

【実施担当機関】

健康福祉対策部、大東四條畷消防組合

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 医療救護活動に関する府の組織体制

(1) 災害医療本部（本部長：健康医療部長）

医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

(2) DMAT調整本部

DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、災害医療本部の下に設置する。

(3) DMAT・SCU本部

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。

(4) 地域災害医療本部（本部長：保健所長）

管内の地域医療救護全体の調整を行うため、府保健所内に設置する。

2. 医療情報の収集・提供活動

健康福祉対策部医療班は、大東四條畷消防組合と協力して、市災害医療センターである市立子ども診療所及び野崎徳洲会病院、大東・四條畷医師会等医療機関と密接な連携のうえ、人的被害、医療機関の被災状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府に報告する。また、市民にも可能なかぎり医療機関情報を提供する。

3. 現地医療の確保

(1) 救護所の設置・運営

健康福祉対策部は、大東四條畷消防組合と協力して、必要に応じて応急救護所及び医療救護所を設置・運営し、現地医療活動を実施する。なお、救護所を設置したときは、その旨の標識を掲示する。

ア 応急救護所の設置・運営

大東四條畷消防組合は、健康福祉対策部及び大阪府の協力を得て、必要に応じて応急救護所を設置・運営する。

(ア) 応急救護所の設置

応急救護所の設置基準及び設置場所は、次のとおりである。

a 設置基準

- ① 災害現場に傷病者が多数存在し、症状に応じて搬送順序を決定する必要がある場合
- ② 傷病者の搬送に時間を要し、現場での対応が必要な場合

b 設置場所

災害現場付近の二次災害のおそれがない場所とする。

(イ) 応急救護所の運営

次の事項に留意のうえ、応急救護所を運営する。

- a 携帯電話等通信手段の確保
- b 医薬品、医療用資器材の補給
- c その他現場救急活動に必要な事項

イ 医療救護所の設置・運営

健康福祉対策部は、大東四條畷消防組合及び大阪府と協力して、必要に応じて医療救護所を設置・運営する。

(ア) 医療救護所の設置

医療救護所の設置基準及び設置場所は、次のとおりである。

a 設置基準

避難場所等に傷病者が多数存在し、当該場所付近での対応が必要な場合

b 設置場所

あらかじめ選定した避難場所、小・中学校医務室等のうち、衛生状態が良好で、かつ安全な場所とする。なお、地域の実情及び被害の状況に基づき適当と判断される場合は、市内医療機関を割り当てる。

(イ) 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

- a 交代要員の確保
- b 携帯電話等通信手段の確保
- c 医薬品、医療用資器材の補給
- d 食料、飲料水の確保
- e その他臨時診療活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

健康福祉対策部は、救護所を設置した場合、医療救護班を編成し、派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

ア 医療救護班の編成及び構成

医師1名、看護師2名、事務職員1名でもって1編成とする。

イ 派遣要請

災害の規模、被害状況によって、大東・四條畷医師会、市内医療機関に医師の派遣を要請する。また、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護従事者の派遣を要請する。

(3) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターヘリ等を活用し、移動する。医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

イ 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(4) 医療救護班の受入れ、調整

健康福祉対策部は、医療救護班の受入れ窓口を市立保健医療福祉センターに設置し、四條畷保健所の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

4. 現地医療活動

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。なお、救護所における救急医療の範囲は、病院等での治療を開始するまでの応急的な処置とする。

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

応急救護所においては、応急措置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

医療救護所においては、軽症の傷病者の医療、被災者等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

ア 医療機関への搬送の要否及びトリアージ（負傷者選別・心のトリアージ）の実施

イ 傷病者に対する応急処置

ウ 搬送困難な傷病者及び軽症の傷病者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

5. 後方医療活動

大規模災害の発生時には、被災地内は病院も被災し、ライフラインが断たれて十分に機能が発揮できない状態であるため、被災地域外の病院へ傷病者を搬送することが必要である。

健康福祉対策部は、市内医療機関における医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

(1) 市内医療機関における医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

(2) 広域の後方医療活動

救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院に患者が集中しないよう振り分け調整し、被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

【地域防災計画関係資料】付表14：医療機関一覧表…………… P450

6. 搬送

(1) 傷病者の搬送

大東四條畷消防組合は、災害現場または応急救護所において傷病者の応急手当を実施するとともに、市内の診療需要情報を把握のうえ、特定の医療機関に傷病者が集中しないよう振り分け調整し、迅速かつ的確に傷病者の搬送を行う。

(2) 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内拠点病院への搬送を原則とするが、傷病者の傷病状況及び市内医療機関の収容状況に応じて、市外の収容医療機関へ搬送する。

(3) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として大東四條畷消防組合が所有する救急車で実施する。救急車が確保できない場合は、府及び市が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、統括部総務班は、府にヘリコプターの出動を要請する。府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

7. 災害医療機関の役割

(1) 市災害医療センター

市災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 市の医療拠点としての患者の受け入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

(2) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

8. 医薬品等の調達・確保

健康福祉対策部は、医療救護等の活動に必要な医薬品、医療用資器材は現有のものを使用するが、不足するときは大阪府に要請し、これを確保する。

9. 個別疾病対策

健康福祉対策部は、専門医療が必要となる人工透析、難病、消化器疾患、血液疾患、小児

疾患、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動を行う。

10. 感染予防とメンタルケア

災害にも、震災や津波、洪水や大火災など多くのものがあり、災害そのものに直接起因する感染症だけでなく、その後の混乱した状況で発生する感染症もある。

そのような状況下でも速やかに感染対策専門チームの派遣を、健康福祉対策部および現地災害医療機関が中心となって、大阪府や国へ要請し被災地の感染対策の構築を速やかに実施する。

また、被災地であまりに過酷な体験をしてしまった場合、心に残る傷跡が深く、PTSD（心的外傷後ストレス障害）やASD（急性ストレス障害）と呼ばれる深刻な精神疾患が発生することなどから、現地への専門医、スタッフ等の派遣をあわせて要請する。

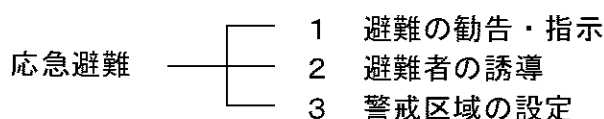
第10節 応急避難

市及び関係機関は相互に連携し、災害から住民の安全を確保するため、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。その際、市は、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

【実施担当機関】

統括部、地区対策部、健康福祉対策部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 避難の勧告・指示

(1) 避難勧告・指示者

地震災害により被害を受け、又は受けるおそれのある住民に対して、次表に示す実施責任者が避難の勧告又は指示を行う。

実施者	災害の種類	要 件	根 拠
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
市長 (「屋内での待避等の安全確保措置」の指示)	災害全般	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	災害対策基本法 第60条第3項
知事 (勧告・指示)	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第60条第6項
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条第1項

知事、 その命を受けた 職員 又は 水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条
知事、 その命を受けた 職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止 法第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 第94条第1項

(2) 一般的基準

避難の勧告及び指示は、次のような事態に発令する。

- ア 避難の必要が予想される気象等の各種警報が発表されたとき。
- イ 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- ウ 火災が拡大するおそれのあるとき。
- エ 危険物の爆発等のおそれのあるとき。
- オ 山崩れ、がけ崩れ、土石流が発生するおそれのあるとき。
- カ その他市民の生命または身体を保護するため必要と認めるとき。

(3) 勧告、指示の発令

- ア 市長は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において市民の生命または身体を保護するため特に必要があると認めるときは、避難のための立退きを勧告する。
- イ 避難指示の権限は、市長のほか警察官、自衛官、水防管理者、知事またはその命をうけた職員も有するので、市長が避難指示を行うにあたっては、これら指示権者と連絡協議のうえ行い、そのいとまがない場合には、それぞれ発令権者において行い、事後速やかに相互通知する。
- ウ 避難勧告、指示を発した場合は、直ちにその状況を知事に報告する。
- エ 避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(4) 伝達方法

避難の勧告、指示の伝達は、次の方法によって行う。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

ア 広範囲の場合

テレビ、ラジオ、防災行政無線（広報系）、広報車、サイレン、緊急速報メール等

イ 小範囲の場合

防災行政無線（広報系）、マイク放送、広報車、掲示等

ウ 必要に応じ前記を併用、または戸別に口頭伝達を行う。

エ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

(5) 指示信号 ———— 休止 ———— 休止 ————
サイレン（水防第4信号） 1分 5秒 1分 5秒 1分

(6) 伝達事項

- ア 勧告または指示者名
- イ 避難理由
- ウ 避難場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項等

2. 避難者の誘導

(1) 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。

- ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全にするとともに家屋の補強、家財の整理をしておくこと。
- イ 会社、工場等にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- ウ 避難者は、貴重品、2食程度の食料、水及び肌着、着替え等必要最小限度の身回り品のほか必要に応じ防寒雨具、照明具を携行し、過重な携行品及び避難後調達できるものは除外すること。
- エ 頭をヘルメット等で保護し、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌へ携行すること。

(2) 避難順位

緊急避難の必要のある地域から行き、通常の場合は、次の順位による。なお、事前に登録された名簿をもとに、災害対策本部と地域の自主防災組織等が連携して避難行動要支援者の安否の確認を行い、避難など適切な支援を行う。

- ア 高齢者、乳幼児、傷病人、障害者、妊産婦等要配慮者及びこれらに必要な介助者
- イ ア以外の市民
- ウ 防災義務者

(3) 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示や避難勧告を実施する。

(4) 避難者の誘導方法

ア 地区対策部は、避難誘導に際し、府警察(四條畷警察署)の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織と連携して、できるだけ集団避難を行う。なお、避難行動要支援者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況を把握する。また、被災により援護の必要な避難行動要支援者の迅速な発見、保護に努める。

なお、府が示す「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づく「避難行動要支援者支援プラン」の作成後は、これに則した対応とする。

- イ 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- ウ 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際しあらかじめ伝達する。
- エ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し避難中の事故防止に万全を期する。
- オ 夜間においては、照明器具携行の誘導員を配置するとともに可能な限り、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- カ 最悪の場合は誘導ロープによって安全を確保する。
- キ 誘導員は出発、到着の際等適宜人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。
- ク 避難開始とともに警察官、消防署員等と協議し、警戒区域を設定して危険防止その他必要な警戒連絡を行う。
- ケ 避難所が遠い場合等必要に応じ適宜車両による輸送を行う。

(5) 避難路の安全確保

避難路が緊急交通路と重複している場合は、避難者の交通安全に十分配慮して、避難誘導を実施する。

(6) 防災上重要な施設の避難

病院、老人ホーム、学校、興行場など多人数が、勤務または出入りする施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に従い、避難誘導を行う。

(7) 避難の確認

避難の勧告、指示を行った地域については、避難終了後直ちに警察官等の協力を得て巡視を行い、避難の遅れた者等の有無を確認するとともに避難の勧告、指示に従わない者について説得に努める。

(8) 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められる場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

【地域防災計画関係資料】 付表16：緊急交通路一覧表…………… P453
付図2：緊急輸送関係及び防災拠点位置図…………… P455
付表21：避難路一覧表…………… P459
付図3：一時避難場所、広域避難場所及び避難路位置図…………… P460

3. 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命じる。

(1) 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法令
市長	災害全般	市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員は、火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項、第36条第8項
警察官	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項、第36条第8項

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法令
消防長 又は 消防署長	火災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2 第1項
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2 第2項
水防団長 水防団員 若しくは 消防機関 に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法 第21条 第1項
警察官	洪水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行う。	水防法 第21条 第2項

(2) 規制の実施

- ア 市長は、警戒区域の設定について四條畷警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- イ 市長は、警戒区域を設定した場合、四條畷警察署長に協力を要請して警戒区域から退去、または立入禁止の措置をとる。
- ウ 市長は、四條畷警察署、消防、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

(3) 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められる場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

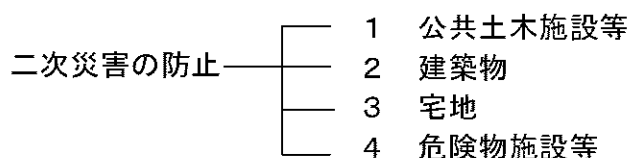
第11節 二次災害の防止

市及び関係機関は、相互に連携して二次災害の防止に努める。

【実施担当機関】

応急対策部、地区対策部、大東四條畷消防組合、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 公共土木施設等

(1) 対象物

河川施設、砂防施設及び土石流危険溪流、地すべり防止施設及び危険箇所、急傾斜地崩壊防止施設及び危険箇所、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設、その他公共土木施設等

(2) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

応急対策部応急対策班は、地区対策部との連絡調整を図り、土木施設等の被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。

(3) 避難及び立入制限

応急対策部応急対策班は、府及び施設管理者と連携を図りながら、著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設、危険箇所への立入制限を実施する。

【地域防災計画関係資料】	付表1：河川一覧表	P428
	付表3：ため池一覧表	P433
	付表4：土石流危険溪流一覧表	P434
	付表5：急傾斜地崩壊危険区域等一覧表	P435
	付表7：災害危険区域一覧表	P438
	付表8：山地災害危険地区一覧表	P439

2. 建築物

(1) 公共建築物

応急対策部応急対策班は、施設管理者と連携を図りながら、公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

(2) 民間建築物

応急対策部応急対策班は、被害状況を府に報告するとともに、地震発生直後に被災建築物応急危険度判定士の協力を得て被災建築物応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付け等によって建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

なお、市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、応急対策部応急対策班を通じて府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

3. 宅地

(1) 被害状況を府に報告するとともに、被災宅地危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

4. 危険物施設等

(1) 対象物

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設、放射性物質を保有する施設

(2) 施設の点検、応急措置

施設管理者は、爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、施設の点検及び必要な応急措置を講じる。

また、市、大東四條畷消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

(3) 避難及び立入制限

施設管理者は、爆発、施設の倒壊等によって著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民へ連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、市、大東四條畷消防組合及び関係機関は、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

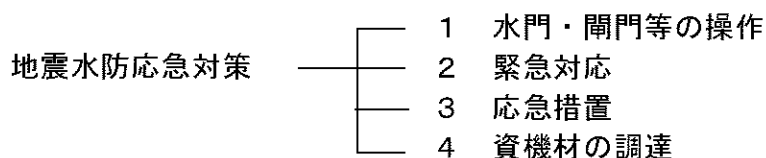
第12節 地震水防応急対策

市は、地震の発生後、状況に応じて河川やため池などの水防警戒活動を行い、二次災害の防止に努める。

【実施担当機関】

応急対策部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 水門・閘門等の操作

応急対策部は、地区対策部との連絡調整を図り、水位状況等から判断し、必要な場合は門扉を閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

2. 緊急対応

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防長は、直ちにその旨を現地指導班長（枚方土木事務所長、寝屋川水系改修工営所長、中部農と緑の総合事務所長）、四條畷警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

3. 応急措置

応急対策部は、地区対策部との連絡調整を図り、地震によって堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、必要な応急措置を講じる。

(1) 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し応急措置に係わらない者の立ち入りを禁じ、または制限する。

(2) 水防工法

水防作業は、大阪府水防計画に定める工法によって実施する。

【地域防災計画関係資料】 付表1：河川一覧表……………	P428
付表26：大東市災害用備蓄物資一覧表……………	P467

4. 資機材の調達

応急対策部資材調達班は、水防作業に必要な資機材の調達については備蓄倉庫の資機材を優先的に活用し、それでもなお不足する場合は、現地調達または協定業者等及び枚方土木事務所から調達を行う。

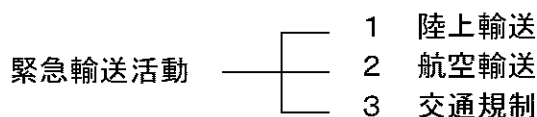
第13節 緊急輸送活動

市は、関係機関と連携し、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

【実施担当機関】

統括部、応急対策部、地区対策部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 陸上輸送

(1) 緊急交通路の確保

ア 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、府、四條畷警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点 14 路線」（主要地方道大阪生駒線、主要地方道大阪中央環状線）及び高速自動車国道等（近畿自動車道）に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行う。

イ 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

四條畷警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点 14 路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要があると認める場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、府、四條畷警察署及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

(ア) 市、府、道路管理者

① 道路施設の点検

応急対策部応急対策班は、地区対策部との連絡調整を図り、道路施設の被害状況の把握及び安全性の点検を行い、使用可能な道路を把握し、道路管理者との協議の

うえ、緊急交通路を選定する。

② 府への点検結果の報告

応急対策部応急対策班は、道路施設点検の結果を府及び四條畷警察署に報告する。

③ 緊急交通路の決定

統括部は、府、四條畷警察署、道路管理者と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急交通路を決定する。

④ 緊急交通路の道路啓開

応急対策部は、緊急交通路を確保するために必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、地区対策部との連携を図り市道の障害物の除去作業を行う。

また、道路管理者等が行う障害物の除去作業に協力するとともに、必要に応じて作業を行う。

(イ) 四條畷警察署

① 交通管制

被災地区への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

② 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(2) 緊急交通路の周知

ア 関係各部及び関係機関への連絡

統括部総務班は、使用可能な緊急交通路について、関係各部及び関係機関に連絡する。

イ 市民への周知

統括部広報班は、報道機関を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を規制し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民へ周知する。

(3) 輸送手段の確保

統括部総務班は、災害輸送のため必要な車両等輸送力を確保する。なお、一時に多数の車両を必要とし、市において確保できない場合は、知事または隣接市の長に応援を要請する。

ア 調達車両

- (ア) 市所有車両等
- (イ) 公共団体の車両等
- (ウ) 民間業者所有の車両等
- (エ) その他の自家用車両等

イ 調達依頼

市所有分では不足する場合で、営業者からの借上げまたは知事、隣接市の長に調達依頼をするときは、次の事項を明示する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員または輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集合場所及び日時
- (オ) その他必要事項

ウ 緊急通行車両等の確認

(ア) 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

(イ) 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間業者等から調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を府警察（四條畷警察署）に持参し、緊急通行車両等としての申請を行う。

(4) 輸送の範囲

ア 応急対策用物資

応急対策に必要な人員、物資等の輸送

イ 被災者の避難

市長または警察官等の発した避難命令に基づく避難者等の移送

ウ 被災者の救出

救出のため必要な人員、資機材等または救出した被災者の搬送

エ 飲料水

飲料水または飲料水の確保、供給に必要な人員、資機材等の輸送

オ 医療

救護員及び患者の病院への搬送または医薬品等の輸送

カ 救助物資

- (ア) 被災者に配給する被服、寝具、その他生活必需品等の輸送
- (イ) 学童用教科書、文房具、通学用品等の輸送
- (ウ) 炊出しに必要な食料、資機材等の輸送
- (エ) 救急品及び防疫対策に必要な資機材等の輸送

キ 行方不明者の捜索、遺体の収容及び処理

行方不明者の捜索、遺体の収容及び処理のために必要な人員、資機材の輸送並びに遺体発見場所から遺体安置所までの移送

ク 公共施設の応急復旧

公共施設の応急復旧に必要な人員、資機材等の輸送

(5) 輸送の期間

輸送期間は、応急対策の実施期間とする。ただし、実情に応じ延長することができる。

(6) 輸送の費用

ア 自動車輸送業者の車両

国土交通省届出運賃料金

イ 自家用車両

アに準じた謝礼金

ウ 鉄道

国土交通省届出運賃による。ただし、被災者に対する救援物資の貨物運賃については、減免される場合がある。

エ 官公庁

その他公共団体の所有する車両等は原則として無償とする。

【地域防災計画関係資料】	付表16：緊急交通路一覧表	P453
	付図2：緊急輸送関係及び防災拠点位置図	P455
	付表18：市の車両保有台数一覧表	P456
	付表21：避難路一覧表	P459
	付図3：一時避難場所、広域避難場所及び避難路位置図	P460
	様式8：緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式	P480
	様式9：緊急通行車両等確認届出書の様式	P481
	様式10：緊急通行車両確認証明書の様式	P482
	様式11：緊急通行車両標章の様式	P483

2. 航空輸送

(1) 輸送基地の確保

- ア あらかじめ設定した3か所の災害時用臨時ヘリポート（深北緑地、東諸福公園、大東中央公園）における障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府へ報告する。

イ あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、災害時用臨時ヘリポートを追加選定する。

ウ 大阪市消防局、四條畷警察署、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(2) 輸送手段の確保

府と連携するとともに、大阪市消防局、四條畷警察署、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

【地域防災計画関係資料】付表17：災害時用臨時ヘリポート一覧表…………… P454

3. 交通規制

(1) 交通規制の範囲及び実施責任者

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 府知事 市長 西日本高速道路株式会社	1. 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条第1項 高速自動車国道法第24条の2
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法第4条第1項
察	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法第6条第2項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

(2) 道路管理者による交通規制

四條畷警察署との密接な連携のもと、交通規制を実施する。

ア 市の管理道路

道路の破損、欠壊等によって交通が危険であると認められる場合、または被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、枚方土木事務所、四條畷警察署に協議を行い、道路法に基づく通行の禁止、または制限を実施する。

イ 府の管理道路

関係機関相互の協議によって、道路の通行の禁止、または制限を実施する。

ウ 西日本高速道路株式会社の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自らの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置を講じ、措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

(4) 相互連絡

応急対策部応急対策班は、道路管理者及び公安委員会と連絡を密にし、交通規制を実施する場合は、事前に相互に通知する。

(5) 交通規制の標識

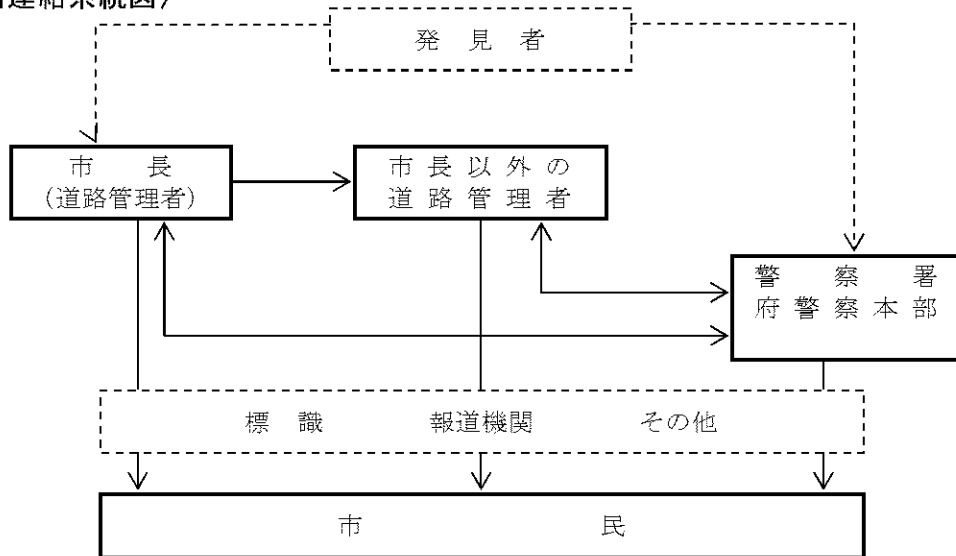
交通規制を実施した場合は、禁止または制限の対象、区間を表示した標識を設置する。

ただし、緊急を要する場合で標識の設置が困難なときは、必要に応じ警察官の応援を求め、または関係職員を配置する。

(6) 広報

統括部広報班は、交通規制を実施した場合は、必要に応じ報道機関等を通じ広報するとともに、四條畷警察署と連携して広く一般に周知する。

〈交通規制連絡系統図〉



第14節 ライフラインの緊急対応

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、必要な機能を確保する。

【実施担当機関】

応急対策部、地区対策部、水道対策部、関係機関

【対策の体系】

ライフラインの応急対策 — 1 被害状況の把握
2 各事業者における対応

【対策の展開】

1. 被害状況の把握

- (1) 水道対策部、応急対策部は、地震が発生した場合、速やかに上水道及び下水道施設の施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は府に報告する。
- (2) 統括部は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

2. 各事業者における対応

- (1) 水道対策部、応急対策部は、上水道施設・下水道施設において、二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、大東四條畷消防組合及び府警察（四條畷警察署）への通報並びに付近住民への広報を行う。
- (2) 関西電力株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、市、府、消防署及び府警察（四條畷警察署）への通報並びに付近住民への広報を行う。
- (3) 大阪ガス株式会社は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、市、府、及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。
- (4) 西日本電信電話株式会社は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じるとともに、非常、緊急通話または非常、緊急電報を一般の通話または電報に優先して取扱う。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

第15節 交通の安全確保

鉄道、道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

【実施担当機関】

応急対策部、地区対策部、関係機関

【対策の体系】

交通の安全確保 — 1 被害状況の報告
2 各施設管理者における対応

【対策の展開】

1. 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

2. 各施設管理者における対応

(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

- ア あらかじめ定めた基準に基づき、列車の緊急停止、運転の見合わせ、もしくは速度制限を実施する。
- イ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防署、四條畷警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

- ア あらかじめ定めた基準に基づき、通行の禁止または制限、もしくは速度規制を実施する。
- イ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防署、四條畷警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

(3) 乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、京阪バス株式会社）

- ア あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

- イ 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。
- ウ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、四條畷警察署に通報する。

第2章 応急復旧期の対策活動

第1節 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市、府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

第2節 住民等からの問い合わせ

市、府は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市、府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、四條畷警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

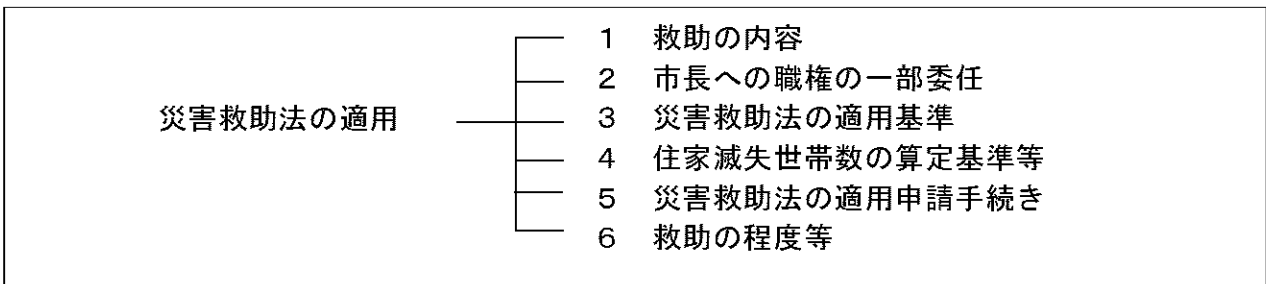
第3節 災害救助法の適用

知事は、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法が定める基準以上に達し、または多数の者が生命または身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用し、同法に基づき救助を行う。

【実施担当機関】

統括部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与（※現在は運用されていない）
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2. 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第30条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

【地域防災計画関係資料】資料10：災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲…………… P419

3. 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助の実施は、原則として本市における同一原因による災害で、次のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

災害救助法の適用基準	
(1)	住家の全壊、全焼、流失等によって住居を失った世帯（以下「住家滅失世帯」という。）数が100世帯以上であるとき。
(2)	府内の住家滅失世帯数2,500世帯以上である場合において、市の住家滅失世帯数が50世帯以上であるとき。
(3)	府内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上であって、市域に多数の住家滅失世帯があるとき。
(4)	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
(5)	多数の者が生命もしくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

4. 住家滅失世帯数の算定基準等

(1) 住家滅失世帯数の算定基準

住家滅失世帯数の算定基準	
ア	全壊（焼）、流失世帯は1世帯とする。
イ	半壊（焼）で著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
ウ	床上浸水、土砂の堆積等で一時的住居困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

(2) 住家の滅失等の認定

住家の滅失等の認定は、「被害状況等報告基準」による。

【地域防災計画関係資料】資料9：被害状況等報告基準…………… P417

5. 災害救助法の適用申請手続

(1) 市長は、市における災害による被害の程度が、前記2の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合には、直ちにその状況を知事に

報告するとともに、法の適用について協議する。

(2) 市長は、前記3の「災害救助法の適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請する。

(3) 市長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を持つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受ける。

6. 救助の程度等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲」のとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別な事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において知事が厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

【地域防災計画関係資料】資料10：災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲…………… P419

第4節 避難所の開設・運営等

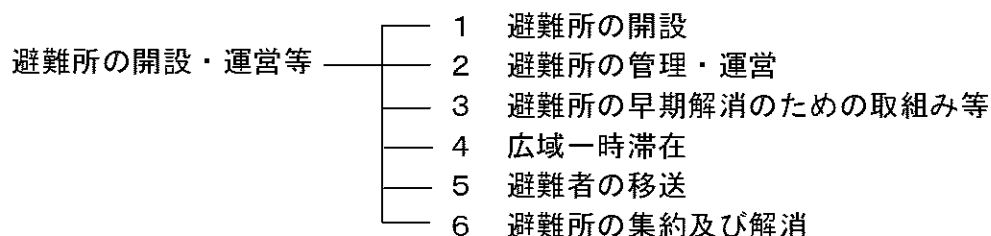
市は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、地震による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする市民が臨時に收容することのできる避難所を指定し、開設する。

【実施担当機関】

地区対策部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 避難所の開設

避難收容が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知する。

なお、地理的条件等を勘案してあらかじめ地区別に選定した避難所は、「避難所一覧表」及び「避難所位置図」のとおりであり、地震の規模その他の状況に応じて適宜使用する。

(1) 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難勧告・指示が発せられた場合

(イ) 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

(2) 避難所の開設方法

- ア 地区対策部は、施設所有者または管理者の協力を得て避難所を開設する。
- イ 避難所の開設基準については、災害救助法が適用される場合は同法に基づき、また、同法が適用されない場合においても同法に準じて行う。
- ウ 避難所には管理責任者を設ける。

(3) 臨時の避難所の開設

避難所以外に臨時に避難者を受入れる施設が必要な場合は、当該施設管理者の協力を得て臨時の避難所として開設する。なお、臨時の避難所を開設する場合は、地区対策部から職員を派遣して開設し、開設後は、避難所と同等に扱う。

- ア 避難所の受入れ能力を越える避難者が生じた場合は、その他の民間施設等の管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。また、その他の民間施設等の管理者に対する要請が困難な場合は、知事に要請し、必要な施設の確保を図る。
- イ 避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に対して避難所に避難するよう指示するが、避難所にスペースがない場合は、当該施設管理者の同意を得たうえで、臨時避難所として開設する。
- ウ 避難所の開設にあたっては、市は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(4) 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告するとともに四條畷警察署長に通知する。

- ア 開設の日時及び場所
- イ 開設箇所数及び受入れ人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他参考となる事項

(5) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

【地域防災計画関係資料】 付表22：指定避難所一覧表…………… P461
付図4：避難所位置図…………… P463

2. 避難所の管理・運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理・運営するが、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって避難所の運営が行われるよう支援する。

(1) 避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者受入れ記録簿を作成する。

(2) 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を地区対策部に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(3) 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて市が作成する「避難所管理運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示

ウ 災害応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める

オ 施設管理者の協力を得て、施設内の清掃（特にトイレの清掃）及びごみ処理に努めるとともに、避難している人の手洗い及びうがいを徹底し集団感染の発生を防止する。

カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医療救護班による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

キ 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

ク 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）

ケ 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

コ 避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

サ 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(ア) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置

(イ) 生理用品、女性用下着の女性による配布

(ウ) 巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保

シ 避難行動要支援者への配慮

(ア) 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

(イ) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を地区対策部に要請するほか、避難所内で避難行動要支援者専用の場所を提供するなどの配慮を行う。

(ウ) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

(エ) 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について健康福祉対策部と協議する。

(オ) 必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう健康福祉対策部と協議する。

【地域防災計画関係資料】 付表28：市域内にある社会福祉施設一覧表	P469
様式12：避難者カードの様式	P484
様式13：避難状況報告の様式	P485
様式14：避難者収容記録簿の様式	P486
様式15：避難所開設日誌の様式	P487

3. 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

4. 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

5. 避難者の移送

被災地域が広域にわたり、あらかじめ指定した避難所が使用できない場合、もしくは避難所に収容しきれなくなった場合、または避難者の生命、身体を守るため他の地域に移送する必要がある、本市のみで対処できない場合には、知事や隣接市の長等の協力を得て、避難者を移送する。

6. 避難所の集約及び解消

- (1) 災害が落ち着き避難者が帰宅できる状態になったときは、避難所を閉鎖する。なお、避難者の家屋が倒壊等によって帰宅が困難なときは、避難所を縮小し存続させるなど必要な措置をとる。
- (2) 避難所を閉鎖したときは、その都度知事及び四條畷警察署長に通知する。

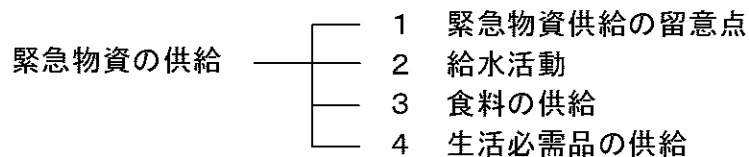
第5節 緊急物資の供給

市は、家屋の損壊、滅失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、迅速に必要な物資の供給に努める。被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

【実施担当機関】

水道対策部、地区対策部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 緊急物資供給の留意点

- (1) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。
- (2) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。
- (3) 在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。
- (4) 市は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。
- (5) 市は府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物

資を確保し輸送するものとする。

2. 給水活動

(1) 情報の収集

水道対策部は、地震発生後、なるべく早期に情報を収集し応急給水対策を立てる。

ア 配水場の被害状況及び貯水量の把握を行う。

イ 大阪広域水道企業団と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。

*大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、市町村と協力して、直ちに大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 給水の実施

市、府及び大阪府広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

被災者に対する応急給水は、市内8ブロックの地区対策部にかかわる市指定避難場所（主として8箇所の中学校）及び末広公園内緊急貯水槽を拠点として応急給水を実施する。

なお、給水にあたっては、病院等の緊急に水を要する施設や高齢者、障害者等の避難行動要支援者の施設を優先する。

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

(ア) 給水拠点（または応急給水拠点）、指定避難場所での給水を実施する。

(イ) 断水地域へは、灰塚配水場及び東部配水場を拠点として給水対策班を配置し、給水タンク車により運搬給水する。

(ウ) 仮設給水栓、共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水を実施する。

(エ) ボトル水等の配布による給水を実施する。

(オ) 各給水拠点等の水質検査を実施するとともに、必要に応じて消毒を行う。

(カ) 給水用資機材が不足する場合は、府、協定業者等から調達する。なお、給水タンク等の保有量は次のとおりである。

(平成26年4月1日現在)

給 水 車			給 水 タ ン ク			そ の 他			
種 類 (容量)	台数	容量計 (t)	種 類 (容量)	台数	容量計 (t)	種 類	容量 (l)	個数	合計容量
1.8	1	1.8	2.0	1	2.0	ポリタンク	20.0	390	7,800
			1.5	1	1.5	非常用飲料水袋	6.0	14,900	89,400
			1.0	14	14.0				0

ウ 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(3) 住民への給水活動に関する広報

給水方法や時間、場所について、広報車の巡回や避難所への掲示等によって市民への広報を行うとともに、断水解消の見込み等の情報提供をきめ細かく行う。

(4) 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、速やかに大阪広域水道企業団及び日本水道協会等に応援を要請する。

【地域防災計画関係資料】付表24：配水場一覧表…………… P465

3. 食料の供給

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

(2) 必要量の把握

地区対策部は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(3) 食料の確保

供給計画に基づき、備蓄食料や調達によって確保する。

ア 備蓄食料

市及び府が保有する災害用備蓄物資は、「大東市災害用備蓄物資一覧表」及び「大阪府災害用備蓄物資一覧表」のとおりである。

イ 調達食料

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、市において食料の調達が困難な場合は、府、他の市町村に応援を要請する。なお、他の市町、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）に応援要請した場合は、府に報告する。

(4) 配給方法

食料の配給は、避難所内住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に処理する。なお、配給にあたっては配給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

(5) 炊き出しの方法

ア 炊き出しの方法

(ア) 炊き出しは、避難所内の住民組織、地域各種団体、自衛隊等が実施する。

(イ) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

(ウ) 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受入れる。

イ 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所など適当な場所において学校の家庭科教室等を利用して実施する。なお調理施設がない、または利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

【地域防災計画関係資料】 付表26：大東市災害用備蓄物資一覧表	P467
付表27：大阪府災害用備蓄物資一覧表	P468

4. 生活必需品の供給

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 必要量の把握

地区対策部は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(3) 生活必需品の確保

供給計画に基づき備蓄生活必需品や調達によって確保する。

ア 備蓄品

市及び府が保有する災害用備蓄物資は、「大東市災害用備蓄物資一覧表」及び「大阪府災害用備蓄物資一覧表」のとおりである。

イ 調達生活必需品

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、市において生活必需品の調達が困難な場合は、府、他の市町村に応援を要請する。なお、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

(4) 配給方法

生活必需品の配給は、避難所内住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に処理する。なお、配給にあたっては配給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

【地域防災計画関係資料】	付表26：大東市災害用備蓄物資一覧表	P467
	付表27：大阪府災害用備蓄物資一覧表	P468

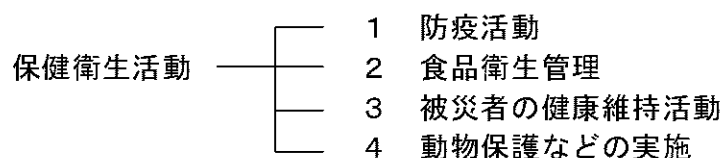
第6節 保健衛生活動

市及び関係機関は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

【実施担当機関】

統括部、健康福祉対策部、地区対策部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、府と緊密な連携をとりながら、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

(1) 統括部環境衛生班は、防疫及び保健衛生に万全を期すとともに、健康福祉対策部医療班と緊密な連絡体制のもとに防疫及び保健衛生活動を実施し、汚水の溢水等が発生した場合、直ちに防疫及び保健衛生措置を講じる。また、市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)

府の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を実施する。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

府の指導、指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

ウ 防疫調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。市は、大阪府四條畷保健所の指示に基づき、被災地・避難所での消毒等を行うための調査を実施する。

府では、一類感染症、二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要

病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。市は、この実施に際して協力する。※

エ 避難所の防疫指導

府防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

オ 臨時予防接種の実施

府の指示により、健康福祉対策部医療班は、感染症の未然防止または拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定めて府と緊密な連絡のうえ、大阪府四條畷保健所及び大東・四條畷医師会等の協力を得て予防接種を実施する。

カ 衛生教育及び広報活動

府の指導、指示により、被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を実施する。

キ 薬品の調達・確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

ク 報告

大阪府四條畷保健所を經由して府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

ケ 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、統括部環境衛生班及び大阪府四條畷保健所を経て府に提出する。

※一類感染症 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱

二類感染症 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）

三類感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

2. 食品衛生管理

食品衛生の監視等については、府が、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら次の業務を行うものであるが、健康福祉対策部は、これに協力し、飲食に起因する疾病の予防等災害時における食品衛生の保持に努める。

- (1) 避難所、その他炊き出し施設等の給食施設の衛生監視及び救護食品の監視指導
- (2) 救護食品の納入業者の食品の取扱い及び救護食品の監視指導
- (3) 被災食品関係業者の監視指導及び不良食品の排除
- (4) 飲料水の簡易検査
- (5) その他食品に起因する疾病の予防

3. 被災者の健康維持活動

健康福祉対策部は、府及び関連機関と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、子ども等災害時に援護が必要な者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(1) 健康相談等

ア 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

また、必要に応じて大東・四條畷医師会及び大東歯科医師会の協力のもと、健康診断及び歯科検診を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 巡回栄養相談

被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 避難行動要支援者等への指導

高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等

府が設置する心の健康に関する相談窓口、及び精神科救護所の運営に協力する。

ア 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

ウ 巡回 心の健康相談

被災者や救護者の災害ストレスから起きる心の反応についての相談に対応するため、専門的な相談員が巡回し聴き取り、助言、相談等を実施する。

4. 動物保護などの実施

市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

(1) 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防法上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 市は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。

イ 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

ウ 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

(3) 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第7節 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

【実施担当機関】

健康福祉対策部、教育対策部

【対策の体系】

避難行動要支援者への支援 — 1 避難行動要支援者の被災状況の把握
2 被災した避難行動要支援者への支援活動

【対策の展開】

1. 避難行動要支援者の被災状況の把握等

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況等の把握

ア 安否確認・避難誘導

健康福祉対策部福祉対策班は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、速やかに在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、教育対策部教育管理対策班は、被災によって保護者を失う等保護が必要となる児童の早期発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者、福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努める。

【地域防災計画関係資料】付表28：市域内にある社会福祉施設一覧表…………… P469

2. 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

- ア 健康福祉対策部は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。
- イ 教育対策部は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

- ア 健康福祉対策部は、被災により居宅、避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- イ 社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

(3) 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する居宅、避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

(4) 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を府に連絡し、府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

【地域防災計画関係資料】付表28：市域内にある社会福祉施設一覧表…………… P469

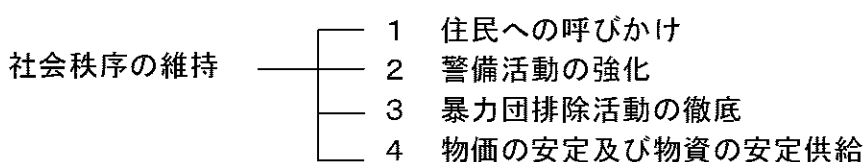
第8節 社会秩序の維持

市及び関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

【実施担当機関】

統括部、地区対策部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 住民への呼びかけ

統括部広報班は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2. 警戒活動の強化

地区対策部は、四條畷警察署と連携し、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(1) 四條畷警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 自治会、自主防災組織等は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールの実施に努める。

【地域防災計画関係資料】付表11：自主防災組織等一覧表…………… P443

3. 暴力団排除活動の徹底

四條畷警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

4. 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府と協力して物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

(1) 物価の把握等

ア 物価の把握

統括部情報班は、市民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

イ 府への要請

統括部は、府に対して、小売業者の適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

(2) 消費者情報の提供

統括部広報班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

(3) 生活必需品の確保

地区対策部は、生活必需品の在庫量と必要量を可能なかぎり把握し、不足量については統括部と連携し、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(4) 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

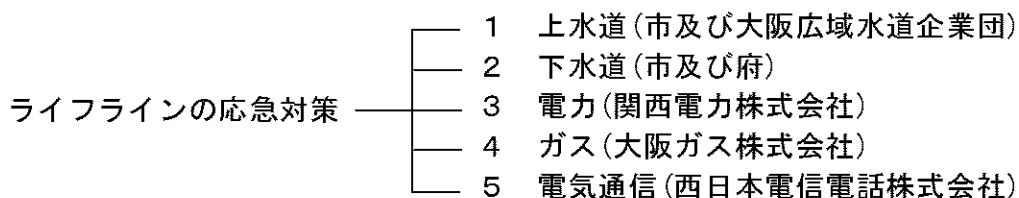
第9節 ライフラインの応急対策

ライフラインに関わる事業者は、被害を受けたライフライン施設について、速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施する。

【実施担当機関】

応急対策部、地区対策部、水道対策部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 上水道(市及び大阪広域水道企業団)

(1) 応急給水

- ア 市及び大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- イ 給水車、トラック等によって、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ウ 被害状況に応じて、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。
- エ 被害状況によっては、速やかに大阪広域水道企業団及び日本水道協会等に応援を要請する。

(2) 広報

水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、各水道事業者等のホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

2. 下水道(市及び府)

(1) 応急対策

- ア 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。

イ 被害状況によっては、協定等に基づき、他の下水道管理者等に対し応援を要請する。

(2) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

3. 電力（関西電力株式会社）

(1) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等によって応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(2) 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意についての情報を広報する。

4. ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

(2) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社）

(1) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設電話の設置に努める。

(2) 設備の応急対策

ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 応急復旧にあたっては、行政機関、他のライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

(3) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第10節 交通の機能確保

鉄道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

【実施担当機関】

応急対策部、地区対策部、関係機関

【対策の体系】

交通の機能確保 ———— 1 鉄道施設(西日本旅客鉄道株式会)
2 道路施設(市、府、西日本高速道路株式会社等)

【対策の展開】

1. 鉄道施設(西日本旅客鉄道株式会社)

(1) 応急復旧

- ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- イ 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

(2) 広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

2. 道路施設(市、府、西日本高速道路株式会社等)

(1) 障害物の除去

緊急通行車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し、適切な処理を行う。

ア 実施責任者

各道路施設の管理者は、自らが管理する施設について、障害物の除去作業を実施するとともに、必要に応じて他の管理者が管理する施設の除去作業にも協力する。

各施設の実施責任者は、次のとおりである。

(ア) 国道170号にあっては、大阪府

(イ) 府道にあっては、大阪府(但し、大東市域の大阪中央環状線は大阪市管理のため除く)

- (ウ) 市道にあつては、本市
- (エ) 電柱、架線等は、関西電力株式会社または西日本電信電話株式会社など
- (オ) 建設中の現場工作物は、その業者

イ 除去方法

実施責任者は、地震発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ、自らの組織労力、資機材を用い、または土木建設業者等の協力を得て除去作業を実施する。なお、除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

ウ 除去した障害物の処理

除去した障害物については、各管理者または実施者が責任を持って保管もしくは廃棄の措置を講じる。

- (ア) 保管するものについては、各管理者がその保管する工作物に対応する場所に保管する。

- (イ) 廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行う。

(2) 応急復旧

- ア 緊急交通路など優先順位の高い道路から応急復旧を行う。
- イ 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、順次その他の道路の応急復旧を行う。
なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- ウ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

(3) 広報

通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

第11節 農業関係応急対策

市及び関係機関は、災害時において農林施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図るものとする。

【実施担当機関】

統括部、応急対策部、地区対策部、関係機関

【対策の展開】

1. 農業用施設

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

2. 農作物

(1) 技術の指導

市、府、大阪東部農業協同組合等は、地割れ等によって農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

(2) 水稲種子の確保、あっせん

必要に応じ、水稲種子のあっせんを大阪府を通じて大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。

(3) 病虫害の防除

被災した農作物の各種病虫害の防除については、大阪府環境農林水産部農政室推進課病虫害防除グループ及びその他関係機関と協力して実施する。

第12節 建築物・住宅応急対策

市は、被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

【実施担当機関】

統括部、応急対策部、地区対策部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 住家等被災判定の実施

住家等の被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、被災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となる。応急対策部は、住家等の適正な被災判定を実施する。

(1) 現地調査の実施

ア 第一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

イ 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった住家等、及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査を実施する。

(2) 調査方法

ア 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行うことの広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

イ 第二次調査時は、必要に応じ居住者または所有者等の立会のうえで立入調査を実施

する。

(3) 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、「被害状況等報告基準」のとおりである。

【地域防災計画関係資料】資料9：被害状況等報告基準…………… P417

2. 住居障害物の除去

市は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

(1) 除去の対象者

住家が半壊または半焼し、居室、炊事場、便所等に障害物が運び込まれ当面の日常生活上支障をきたす場合で、自己の資力では除去することができない者に対して行う。

(2) 除去の程度

必要最小限度の日常生活が営める状態に除去する。

3. 被災住宅の応急修理

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活が営めない者に対し、府から委任された場合は、応急対策部は、被災住宅の応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

災害によって住家が半壊、半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では応急修理できない者に対して行う。

(2) 修理方法

応急修理は、建設業者の協力を得て実施する。

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(4) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として地震発生の日から1か月以内に完了する。

4. 被災家屋の解体

市は、被災家屋の解体について被災者の経済的負担の軽減を図るため、府を通じて国に対する特別の措置を要請する。

5. 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼または流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、応急仮設住宅を建設し、供与する。なお、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

(1) 入居対象者

- ア 住家が全壊（全焼・流失）した者
- イ 居住する家がない者
- ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

(2) 応急仮設住宅建設用地の決定

応急対策部は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及び当面利用目的が決まっている公共用地の中から応急仮設住宅建設用地を決定する。なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

(3) 建設資機材の確保

- ア 応急仮設住宅の建設に必要な資機材は、請負業者において確保する。なお、請負業者において確保できないときは、市において確保する。
- イ 請負業者及び市において確保できないときは、府及び他の市町村に調達あっせんを依頼する。

(4) 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(5) 応急仮設住宅の管理

市長は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

【地域防災計画関係資料】 付表23：応急仮設住宅建設予定地一覧表……………	P464
様式16：応急仮設住宅入居者台帳の様式……………	P488

6. 応急仮設住宅の運営管理

市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

7. 公共住宅等の一時入居

応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住居を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

8. 住宅に関する相談窓口の設置

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等、適切な措置を講じる。

第13節 応急教育等

市は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

【実施担当機関】

教育対策部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 教育施設の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設設備について、必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校舎を確保するなど必要な措置をとる。

- (1) 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- (2) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の学校または公民館、寺院その他適当な公共施設を利用する。
- (3) 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、体育館等を利用する。なお、授業または施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- (4) 学校が避難所等に利用され、校舎の全部または大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整する。

2. 応急教育の実施

(1) 応急教育実施のための措置

学校長は、災害により常の授業が実施できない場合は、教職員・児童・生徒及びその家族の被災状況、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、応急教育実施のための措置を講じる。

- ア 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議
- イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 応急教育実施の場所

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。なお、応急教育の実施にあたっては、必要に応じて府教育委員会と連携・協議を図る。

3. 学校給食の措置

学校長は、速やかに被災状況を市に報告し、協議のうえ、給食の可否を決定するが、この場合次の各項目に留意する。なお、市は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じる。

- (1) 被害があってもできるかぎり継続実施に努めること。
- (2) 給食施設が被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。
- (3) 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、学校給食と被災者炊き出し用との調整に特に留意すること。
- (4) 被災地域においては、伝染病発生のおそれが多いので、衛生については特に注意のうえ実施すること。
- (5) 給食製パン工場が被災した場合は、市にその被害状況を報告すること。

4. 就学援助等

(1) 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

5. 児童・生徒の健康管理等

被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、四條畷保健所、中央子ども家庭センター、府医師会、府カウンセリング協会等と連携して臨時の健康診断、カウンセリング、電話相談等を実施する。

6. 文化財の応急対策

文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

- (1) 地震発生後、速やかに市内の文化財の被害について調査し、被害状況を把握するとともに、必要な情報については、府教育委員会に報告する。
- (2) 被害調査後、判明した状況から文化財の所有者または管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

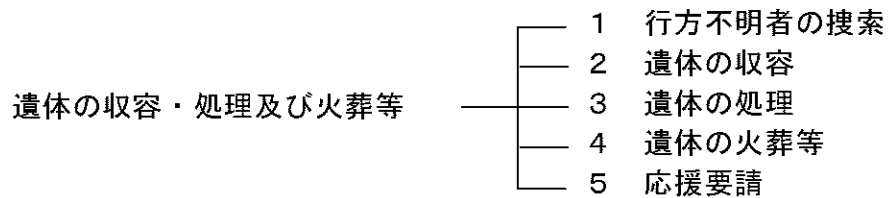
第14節 遺体の収容・処理及び火葬等

市は、関係機関と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

【実施担当機関】

統括部、地区対策部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 行方不明者の搜索

- (1) 地区対策部は、四條畷警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施し、遺体を発見した場合は、速やかに収容する。
- (2) 遺体が流出等によって他市にあると認められる場合は、当該府県または遺体の漂着が予想される市に応援を求める。
- (3) 遺体搜索の実施期間は、地震発生の日から10日以内とする。ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合は期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

2. 遺体の収容

(1) 収容

- ア 遺体は、警察官の検視、医師の検案の後、速やかに遺体収容所に収容する。ただし、現場の状況等によって現場において検視、検案が困難な場合は、遺体収容所において行う。
- イ 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- ウ 身元不明の遺体については、四條畷警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

(2) 遺体収容所

- ア 統括部環境衛生班は、あらかじめ市内寺院、その他の組織と協議のうえ選定した候補地の中から災害状況に応じて遺体収容所を開設する。
- イ 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体収容所に設定するように努める。
- ウ 多数の遺体が発生した場合は、遺体収容所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- エ 遺体収容所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- オ 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- カ 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- キ 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。

3. 遺体の処理

- (1) 遺族が遺体の処理を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
- (2) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、ドライアイス、棺等の遺体の処理に係る資機材の調達、遺体搬送の手配等を実施するとともに、遺体収容所において洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
- (3) 遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- (4) 身元不明の遺体については、遺品を整理のうえ、性別、推定年齢、特徴等を遺体処理台帳に記録し、遺体収容所に掲示するとともに四條畷警察署、その他関係機関に連絡し、身元調査に努める。
- (5) 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
- (6) 遺体処理の実施期間は、地震発生の日から10日以内とする。ただし、現に遺体を処理する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。
- (7) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

【地域防災計画関係資料】様式17：遺体処理台帳の様式…………… P489

4. 遺体の火葬等

- (1) 遺族において対応が困難、または不可能な場合は、統括部環境衛生班が飯盛霊園組合の協力のもと遺体の火葬等を実施する。
- (2) 遺体の火葬は、遺体処理台帳及び遺品を保存のうえ、原則として火葬場で行う。
- (3) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- (4) 身元不明の遺体については、火葬の後、遺骨・遺品等を市で保管、または市内寺院等に保管を依頼する。
- (5) 遺体の埋火葬の実施期間は、地震発生の日から10日以内とする。

【地域防災計画関係資料】様式18：埋火葬台帳の様式…………… P491

5. 応援要請

- (1) 市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。
また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (2) 府は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、他の市町村への指示、他府県への要請を行う。

第15節 廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

【実施担当機関】

統括部、応急対策部、地区対策部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. し尿処理

(1) 初期対応

- ア 統括部環境衛生班は、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。

(2) 処理活動

- ア 統括部環境衛生班は、作業が効果的に行えるよう災害の規模、状況に応じ委託業者を配備投入し、なお不足の場合には、人員、機材の借り上げを行う。
- イ 収集したし尿は、処理場において処理を行う。
- ウ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- エ 必要に応じて、府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

2. ごみ処理

(1) 初期対応

- ア 統括部環境衛生班は、避難所をはじめ、被災地域におけるごみの収集処理見込み量

を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア 統括部環境衛生班は、作業が効果的に行えるよう災害の規模、状況に応じ委託業者を配備投入し、なお不足の場合には、人員、機材の借り上げを行う。
- イ 排出されたごみの集積所については、平常時の集積所のほか、被災地域の実情に応じ、一時的な集積所を定める。
- ウ 収集したごみは、焼却場において処理を行うが、必要に応じ環境衛生上支障のない方法で処理する。
- エ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- オ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- カ 必要に応じて、府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

3. 災害廃棄物等処理

(1) 初期対応

- ア 統括部環境衛生班は、災害廃棄物等の発生量を把握する。
- イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 処理活動

- ア 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能なかぎり管理者、所有者の同意を得て行う。
- イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ウ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能なかぎり木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- エ アスベスト等有害な廃棄物については、専門業者に処理を委託する。なお、収集処理にあたっては、環境汚染の未然防止に努めるとともに市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するよう要請する。
- オ 必要に応じて、府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

4. 死亡・放浪動物対策

(1) 初期対応

統括部環境衛生班は、地区対策部との連絡調整を図り、死亡・放浪動物の発生状況を把

握する。

(2) 処理活動

ア 死亡動物の処理

(ア) 死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、消毒その他の衛生処理を行う。

(イ) 収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

イ 放浪動物の対策

被災によって飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。

(ア) 放浪動物の保護収容

(イ) 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布

(ウ) 負傷している動物の収容・治療

(エ) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し

(オ) その他動物に関する相談の受付

5. 環境保全対策

(1) 初期対応

統括部環境衛生班は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できるかぎり速やかに電話、現地調査、その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

(2) 大気・水の監視

地震が発生した場合の環境調査について、そのつど国・府・関係機関等と協議して決める。

(3) 建築物の被災または解体に伴う対策

ア 粉塵飛散防止対策

府と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

イ アスベスト飛散防止対策

(ア) 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

(イ) 吹付けアスベスト使用建築物、または吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

- a 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの対策を実施する。
- b 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化または散水の実施のうえで作業を行う。
- c 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

(ウ) 吹付けアスベスト使用建築物、または吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

ウ 災害廃棄物等の搬出時の飛散防止対策

災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

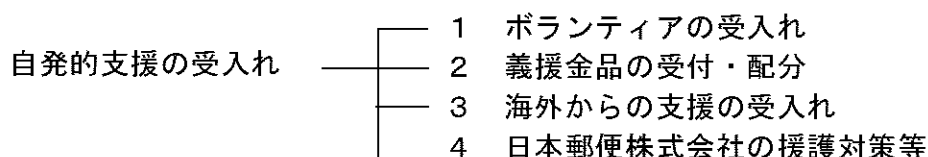
第16節 自発的支援の受入れ

市は、各地から寄せられる支援申し込みに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

【実施担当機関】

統括部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、大東市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

(1) 受入れ

ア 活動内容

関係各部署は、必要に応じて次のような活動内容のボランティアを受入れる。

- (ア) 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- (イ) 被災者に対する炊き出し
- (ウ) 救助物資の仕分け・配布
- (エ) 高齢者・障害者など避難行動要支援者の介助
- (オ) 要支援者などのニーズ把握や安否確認
- (カ) その他被災者に対する支援活動

イ 人材の確保

住民が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、大東市社会福祉協議会に連絡する。

ウ 受入れ窓口の開設

統括部統括班は、大東市社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動支援体制

ア 必要資機材及び活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

イ 災害情報の提供

ボランティア関係団体に対して災害の状況、災害応急対策の実施状況等の情報を提供する。

2. 義援金品の受付・配分

寄託された義援金品の受付及び配分を行う。

(1) 義援金

ア 受付

義援金の受付窓口を開設し、本市の被災者あてに寄託される義援金を受け付ける。

イ 配分

(ア) 本市の被災者あてに寄託された義援金及び府、日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

(イ) 義援金の配分については、配分方法、伝達方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

(ウ) 定められた方針及び所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 義援物資

ア 受付

(ア) 義援物資の受付窓口を開設し、本市の被災者あてに寄託される義援物資を受け付ける。

(イ) 義援物資の募集に際し又は、電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は申し出人の善意に十分配慮し次のことにも配慮いただくよう要請する。

① 受入れ品目の限定

a 必要とする物資

b 不要である物資

c 当面必要でない物資

② 義援物資送付の際の留意事項

a 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示するこ

と

- b 複数の品目を梱包しないこと
- c 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること
- d 腐敗する食料は避け、可能な限り義援金としてお願いする。

イ 配分

- (ア) 本市の被災者あてに寄託された義援物資及び府、日本赤十字社等から配分を委託された義援物資を配分する。
- (イ) 義援物資の配分については、配分方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。
- (ウ) 配分計画に基づき、義援物資を避難所等へ搬送し、配分する。
- (エ) 配分は、避難所内住民組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (オ) 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管する。

3. 海外からの支援の受入れ

海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 府との連絡調整

海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

ア 次のことを確認の上、受入れの準備をする。

- (ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (イ) 被災地域のニーズと受入れ体制

イ 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- (ア) 案内者、通訳の手配
- (イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

4. 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社（大東市内郵便局）は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通

常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第 2 編 地震災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

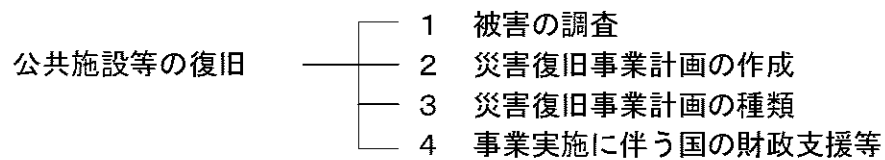
第1節 公共施設等の復旧

市及び関係機関は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進する。

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 被害の調査

府が実施する直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項の調査に協力する。

2. 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して原形復旧にとどまらず、再度災害の発生を防止するための必要な施設の新設または改良を行うことを原則とし、さらに関連事業との調整を図り災害復旧事業を効率的かつ速やかに実施するため、災害復旧事業計画を作成する。なお、災害復旧事業計画の作成にあたっては、復旧完了予定時期の明示に努める。

また、法律または予算の範囲内で、国または府が費用の一部または全部を、負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

3. 災害復旧事業計画の種類

作成する災害復旧事業計画の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他災害復旧事業計画

4. 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたって、法律等に基づき国が負担または補助する事業は、次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜地、下水道、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧

知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧

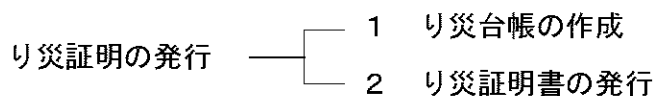
第2節 り災証明の発行

市は、各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、り災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

【実施担当機関】

統括部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. り災台帳の作成

被災状況を調査のうえ、り災台帳を整備し、必要事項を登録する。

- (1) 統括部総務班は、家屋台帳及び住民基本台帳、外国人登録原票から全世帯について、り災台帳を作成する。
- (2) 統括部総務班は、応急対策部応急対策班と連携して、建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

2. り災証明書の発行

統括部総務班は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

- (1) 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市は被災者台帳を作成する際に府に対して、被災者に関する情報の提供を要請する。
- (3) り災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、暫定的なものとして本人の申告に基づき、り災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する。）を発行する。この場合、統括部総務班は、その後調査を行って確認した場合は、り災証明書に切

替え発行する。

(4) り災証明書の発行は、1回限りとする。やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

【地域防災計画関係資料】様式19：り災証明書の様式…………… P491

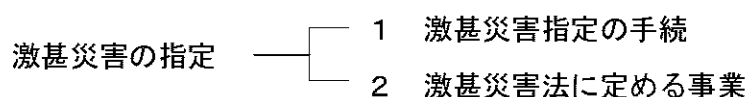
第3節 激甚災害の指定

市は、甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

【実施担当機関】

関係各部

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 激甚災害指定の手続

(1) 激甚災害の指定

府は市の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）、及び同法に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

(2) 特別財政援助の交付手続き

市長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けた場合、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、府に提出する。

2. 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業

- カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に関する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 特定大規模災害

府は、特定大規模災（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行う。

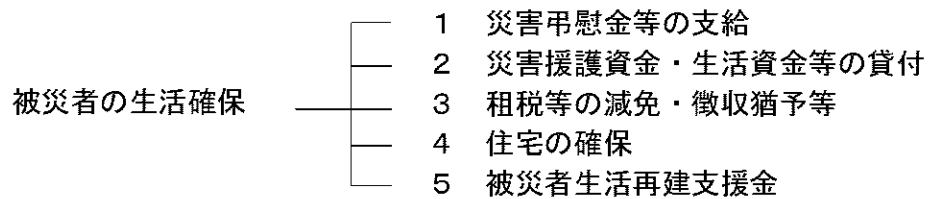
第5節 被災者の生活確保

市及び関係機関は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、条例の定めるところによって被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給し、被災者またはその遺族の早期立ち直りを推進する。

(1) 災害弔慰金の支給

ア 対象災害 地震、暴風、豪雨その他の異常な自然災害であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 市域において住居の滅失した世帯が5世帯以上生じた災害

(イ) 府域において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(ウ) 府域において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給の制限 次の場合、支給を制限する。

(ア) 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合

(イ) 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

ウ 支給対象

死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順

位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 対象災害 (1) アに同じ

イ 支給の制限 (1) イに同じ

ウ 支給対象 法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

【地域防災計画関係資料】資料11：大東市災害弔慰金の支給等に関する条例…………… P424

2. 災害援護資金・生活資金等の貸付

被災者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

(1) 災害援護資金の貸付

地震によって市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府社会福祉協議会が府内居住の低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金貸付が、迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。ただし、(1)の災害援護資金の対象者を除いた低所得者(世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下)を対象とする。

3. 租税等の減免・徴収猶予等

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収の猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険税の減免等によって被災者の負担の軽減を図り、被災者の自立、復旧・復興を支援する。

(1) 市税の減免措置等

地方税法、市税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

ア 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等または市税を納付もしくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付もしくは納入するこ

とができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

ウ 減免

被災者に対して、個人の市民税・固定資産税等の市税を軽減または免除する。

(2) 国民健康保険税の減免等

ア 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が、保険税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

イ 減免

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険税を軽減または免除する。

(3) その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき軽減または免除する。

4. 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家の活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

(2) 住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進を図る。

ア 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住宅の住宅として活用できるよう配慮する。

イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住

宅を供給する。

ウ 特定優良賃貸住宅の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっ旋を行う。

(3) 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設して被災住民の住宅として活用する者に対して制度の適用が迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

(4) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(5) り災都市借地借家臨時処理法の適用申請

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

(6) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）によって公営住宅が減少し、または著しく損傷した場合は、公営住宅を復旧する。

5. 被災者生活再建支援金

(1) 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、住宅の被害認定を行い、り災証明書等を発行する。また、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、府経由で被災者生活再建支援法人に送付する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めるこ

とにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する目的とする。

イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

ウ 支給対象世帯

自然災害により、

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)

エ 支給金額

支給額は、以下の(ア)、(イ)の合計額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記ウ(ア)～(ウ)の世帯 100万円

・上記ウ(エ)の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・住宅を建設又は購入した場合 200万円

・住宅を補修した場合 100万円

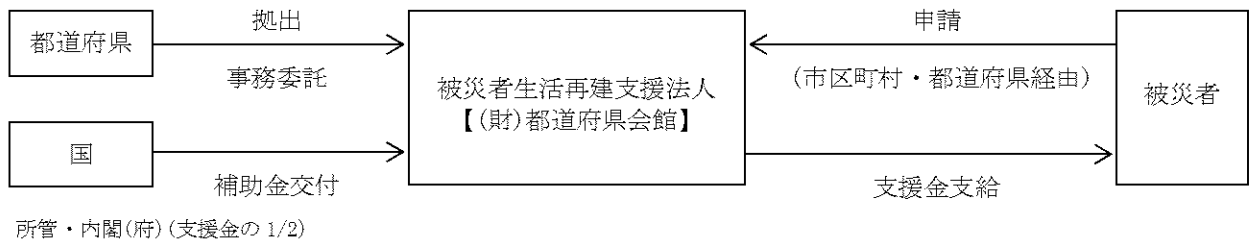
・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

オ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



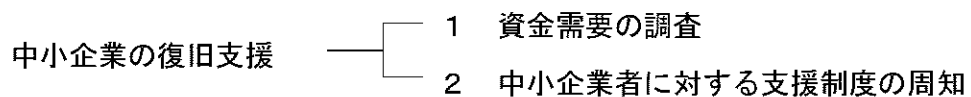
第6節 中小企業の復旧支援

市及び関係機関は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために府が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

2. 中小企業者に対する支援制度の周知

被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資等について、商工会議所やその他中小企業関係団体を通じ、中小企業者に周知徹底を図る。

(1) 政府系金融機関の融資

ア 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

イ 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

(2) 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

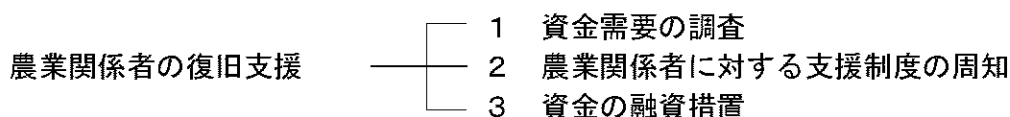
第7節 農業関係者の復旧支援

市及び関係機関は、被災した農業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

【対策の体系】



【対策の展開】

1. 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために府が実施する農業関係者の被害状況調査に協力する。

2. 農業関係者に対する支援制度の周知

被災した農業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金の融資等について、農業関係団体を通じ、農業関係者に周知徹底を図る。

(1) 天災融資資金（天災融資法）

ア 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、制令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

イ 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

(2) 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

(3) 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講じる。

3. 資金の融資措置

被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ的確に行われるよう措置を講じる。

第8節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

【対策の展開】

1. 上水道（市、大阪広域水道企業団）

（1）復旧計画

- ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、各水道事業体等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

2. 下水道（市、府）

（1）復旧計画

- ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、速やかに大阪広域水道企業団及び日本水道協会等に応援を要請する。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、市及び府のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3. 電力（関西電力株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、関西電力株式会社のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

4. ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社）

（1）復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

（2）広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、西日本電信電話株式会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

6. 共同溝・電線共同溝（市、府、近畿地方整備局）

（1）復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、大阪府及び市のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

7. 道路（近畿地方整備局、府、市町村）

（1）復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受け

る。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、大阪府及び市のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

8. 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社）

(1) 復旧計画

ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、西日本旅客鉄道株式会社のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2章 復興の基本方針

第1節 復興の基本的な考え方

市は、災害により被災した市民の生活や企業の活動などをいち早く復興させるため、災害復興本部を設置し、府等と連携して生活復興と都市復興の推進を行う。

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

【対策の展開】

1. 復興の基本的考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市、府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市、府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

復興には、下表のとおり、市民生活の再建を対象とした「生活復興」と都市の復興を対象とした「都市復興」という別々の概念があると考えられ、これら両者の復興を一体として地域住民相互の助け合いを促し自助・共助・公助の連携による復興のまちづくりを進めていくものとする。復旧・復興の基本方向を定める復興計画の作成に際しては、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映させる。

項 目	基 本 的 考 え 方
生活復興	<p>(1) 生活復興の目標</p> <p>ア 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く被災前の状態に戻し、その安定を図ることである。</p> <p>イ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。</p> <p>(2) 生活復興</p> <p>ア 人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。</p> <p>イ 自らの力のみでは生活の復興に特別な困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。</p>
都市復興	<p>人々が暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちをつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。</p> <p>(1) 特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。</p> <p>(2) 復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。</p> <p>(3) 市、市民、企業、府、国等との「協働と連携による都市づくり」を行う。</p>

第2節 市における復興に向けた取組み

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

1. 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに災害復興本部を設置する。
2. 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

3. 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や避難行動要支援者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

(1) 復興計画の区域

(2) 復興計画の目標

(3) 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

(4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

(5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(6) 復興計画の期間

(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

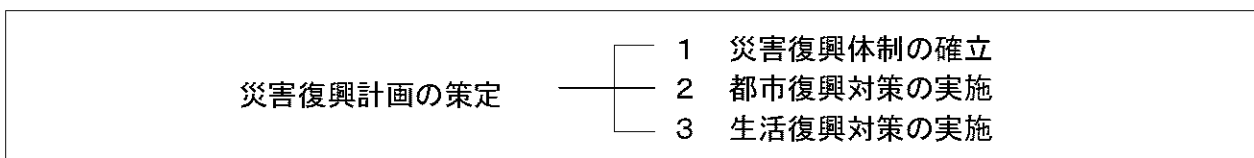
第3節 災害復興計画の策定

市は、関係機関と連携して災害復興体制を確立し、都市復興と生活復興について迅速かつ的確な対策の推進に努める。

【実施担当機関】

関係各部、関係機関

【対策の体系】



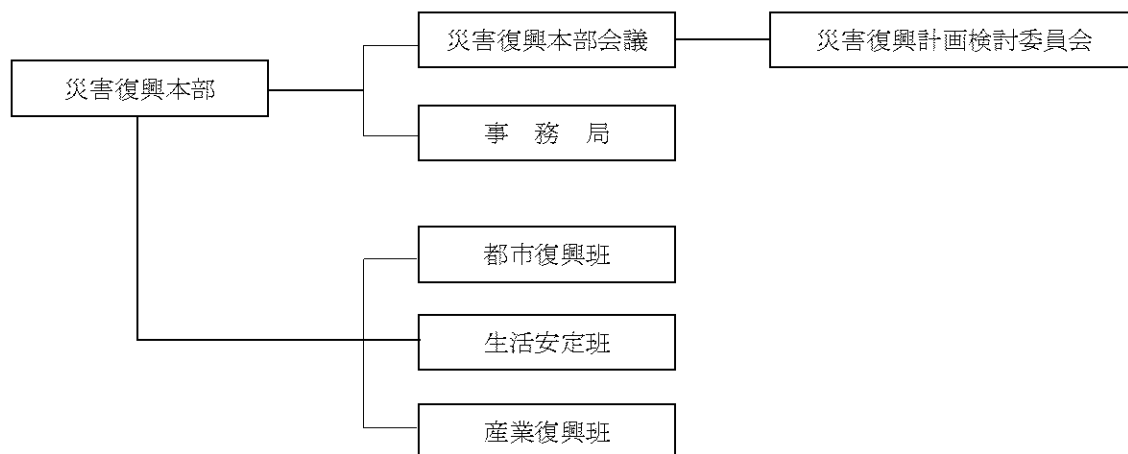
【対策の展開】

1. 災害復興体制の確立

大規模な災害が発生したときは、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、復興基本方針に基づき、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業の実施について総合調整を行う。

災害復興事業は、都市の復興をはじめとして、市民生活の再建や経済復興など、市民生活全般にわたる分野を対象とする。

〈災害復興本部の組織〉



災害からの復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス・期間を基本に災害復興体制を確立する。

(1) 災害復興本部の設置

ア 設置目的

市長は、市長を本部長とする大東市災害復興本部を設置し、生活復興、及び都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。

イ 災害復興本部会議の設置

災害復興本部会議は、関係各部の部長から構成され、副本部長である政策推進部長を中心に審議する。

ウ 災害復興計画検討委員会の組織化

災害復興基本方針は、都市づくり部門、産業部門、福祉部門等の多岐にわたり、復興のための都市づくりをはじめとして、市民生活の再建や経済復興など、市民生活全般にわたる分野を対象とする。

このため、災害復興本部会議のもとに、災害復興計画検討委員会を組織化し、災害復興基本方針を検討する。検討委員会は学識経験者、市議会議員、市民代表、市職員、その他必要と認められた者から構成されるものとする。この際、国の第3次男女共同参画基本計画の成果目標を参考として、女性委員の割合を3割以上とすることを目標にする。

エ 事務局

事務局は、企画経営課、都市政策課が担い、災害復興本部、及び本部会議の管理・運営を行う。

オ 災害復興本部の事務分掌

災害復興本部の事務分掌は、次のとおりとする。なお、訴訟など以下の事務分掌にない問題が発生した場合は、災害復興本部会議において担当部署を決めるものとする。

班 名	事 務 分 掌	主 管
都市復興班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設(河川、道路、農業用施設、学校、福祉施設等)の復旧 ・ 被災地のライフラインの復旧 ・ 仮設市街地に関する調査・建設・運営 ・ 家屋被害状況の調査 ・ 復興対象地区の指定 ・ 被害市街地復興整備条例に基づく建築行為の届出・協議の実施 ・ 被害市街地復興促進地域の都市計画決定 ・ 都市復興基本計画の策定 ・ 都市復興事業の推進 	街づくり部 水道部 水道局 教育委員会事務局
生活安定班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の生活関連物資の需給・価格の安定 ・ 廃材等災害廃棄物の処理対策 ・ 被災者に対する生活資金の確保 ・ 被災者に対する租税・公共料金の減免措置 ・ 被災者の健康管理・こころのケア ・ 被災者生活再建のための支援(住宅建設資金制度の運用等) 	市民生活部 保健医療部 福祉・子ども部 総務部 教育委員会事務局
産業復興班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災中小企業の経営安定 ・ 融資等の支援による経営基盤の強化 ・ 地場産業、農業の復興 ・ 被災地の雇用の安定 	市民生活部

※班を構成する関係部局のメンバーの選定は、それぞれ部に一任する。

(2) 災害復興基本方針の策定

市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目処に、災害復興計画検討委員会の審議を経て、「災害復興基本方針」を策定し公表する。

災害復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- ① 暮らしのいち早い再建と安定
- ② 安全で快適な住宅・生活環境づくり
- ③ 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- ④ 市街地の速やかな復興

2. 都市復興対策の実施

本部長は、災害復興基本方針に基づき都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス・期間を基本とする都市の復興対策を府と協力して推進する。都市復興対策は都市政策課が中心となって実施する。

(1) 都市復興基本方針等の策定

災害復興本部は、都市復興基本方針、復興地区区分、建築物の誘導等を盛り込んだ復興整備条例の制定を行う。

ア 都市復興基本方針

次の内容を含む都市復興基本方針を策定する。

- ① 市民の暮らしの再建の早期実現
- ② 災害を繰り返さないように防災性を向上させ、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくり
- ③ 高齢化時代や都市景観に配慮したまちづくり
- ④ 市街地の早期回復

イ 復興地区区分

復興地区区分の判定基準に基づき、4段階の復興対象地区を設定する。また、街づくり部は、都市復興計画が実行されるために必要な建築制限を実施する。

① 重点復興地区	被災が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区（抜本改造型）
② 復興促進地区	①と③の中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区（部分改造・自力再建型）
③ 復興誘導地区	被災が散在的にみられる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区（自力再建型）
④ 一般地区	被災がほとんど見られない地区

ウ 復興整備条例の基本構成

府の基本方針との整合を図りつつ、次の事項を基本とする条例を制定する。

- ① 目的（市街地の緊急な整備、円滑な復興について）
- ② 用語の定義
- ③ 復興の理念（災害の教訓を生かした復興、市、市民、事業者の協働など）
- ④ 市、市民、事業者の責務等
- ⑤ 地区の指定等
- ⑥ 建築の届出、情報の提供及び協議（復興地区区分に応じた建築制限及び誘導方針）
- ⑦ 適用期間（被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域の最大限度である2年を基本とし、都市復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。）

(2) 都市復興基本計画の策定等

災害復興本部は、被災市街地ごとの基本的な復興計画及び実現手法を明らかにするため、次の事項を基本とする都市復興基本計画（原案）を作成し、住民等との協議を通して計画を策定する。なお、府の復興基本計画との整合を十分図るものとする。

事 項	主 な 内 容
① 復興の目標	原則5年内の完成を目指し、長期でも10年内を目指す。
② 土地利用方針	長期計画や都市計画マスタープラン等の既定の計画を踏まえ、地域特性を活かした土地利用を図る。
③ 都市施設の整備方針	市が主体的に整備すべき都市施設に関する整備の基本的考え方を示す。
④ 市街地復興の基本方針	復興地区区分の明示、各地区の復興の基本方針を示す。

(3) 復興事業計画の確定

災害復興本部は、都市復興基本計画に基づいて地区ごとに住民との合意形成を図り、復興事業計画を確定する。

(4) 復興事業の推進

災害復興本部は、復興事業計画に基づいて復興事業を推進する。

なお、都市復興基本方針との整合がとれた既定の都市計画事業については、住民合意の下に被災後可能な限り早期に実施する。

3. 生活復興対策の実施

本部長は、災害復興基本方針に基づき、次のプロセス・期間を基本に、①暮らしの復興、②住宅の復興、③雇用の確保・産業の復興に関する対策を推進する。生活復興対策は、企画経営課が中心となって実施する。

(1) 暮らしの復興対策

災害復興本部は、市民の暮らしを災害前の状態に戻し、元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療・福祉・保健・教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等について検討し、総合的な対策を講じる。

- 救護所の廃止に伴う仮設診療所の設置
- 医療機関の再建支援
- 福祉施設の再建・拡充・新設支援
- 生活再建資金の貸付
- 精神相談・こころのケアの実施
- 被災者の健康管理の実施
- 教育・文化・社会教育施設の再建支援
- その他医療・福祉・保育・教育・文化・外国人・市民活動・消費に関する調査・情報提供・相談・指導

(2) 住宅の復興対策

災害復興本部は、府と協力し、被災者自身の住宅再建支援、再建が困難な被災者に対する住宅の供給等について検討し、総合的な対策を講じる。

- 住宅復興計画の策定
- 住宅取得に対する支援
- マンション等の再建に対する支援
- 民間住宅の供給促進
- 公的住宅の供給促進
- その他住宅に関する情報提供・相談・指導

(3) 雇用の確保・産業の復興対策

災害復興本部は、府と協力し、失業者の抑制、失業者の再就職、事業者の早期再建、産業の活性化について検討し、総合的な対策を講じる。

- 被災農業者の支援
- 雇用確保の支援
- 事業再開の支援
- 産業復興の支援
- その他労働・事業に関する相談・指導等

付編1 東海地震関連情報に伴う対策

第1章 計画の目的等

第1節 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

大阪府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、同地域で大規模な地震が発生した場合、府域で震度4、局地的に震度5弱程度が予想されている。

このため、警戒宣言が発せられたことに伴う社会混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体、財産等の安全を確保する。

【地域防災計画関係資料】資料7：気象庁震度階級関連解説表…………… P412

第2節 基本方針

警戒宣言が発せられ、それを受けての対策は、警戒体制を整備すること及び市民に社会的混乱をきたさないよう努めることに重点を置く。

- (1) 本市は大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、日常生活及び市政・都市機能は平常どおりに確保する。
- (2) 警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言発令中の対処について、関係機関、住民、事業者迅速かつ的確に周知徹底を図る。
- (3) 東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ社会的混乱の防止に努め、住民の生命・身体・財産等の安全を確保する。
- (4) 原則として、警戒宣言が発せられた時点から地震の発生、または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定める。東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、早期に体制を整える。
- (5) 東海地震と東南海・南海地震が同時または連続して発生するおそれもあるため、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

- (6) 災害予防対策及び応急対策は、本計画の災害予防対策、地震災害応急対策で対処する。
- (7) 東海地震が発生した場合に、激甚な被害が予想される東海地方等の被災地域に対して、応援活動を積極的に行う。

第2章 応急対策活動

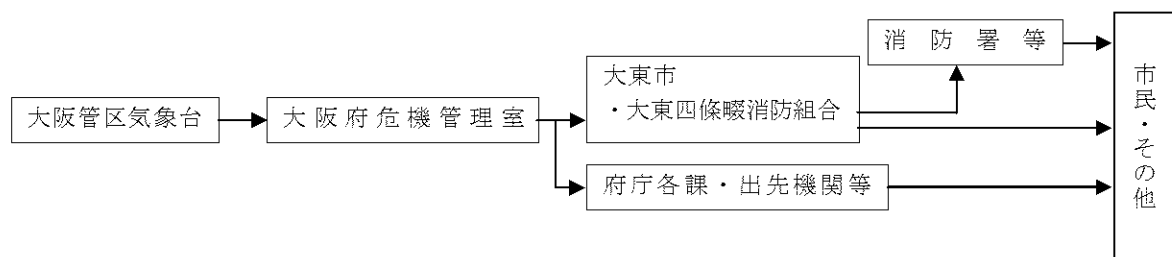
第1節 東海地震注意情報が発表された時の対応

市は、東海地震注意情報が発表されたとき、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

1. 東海地震注意情報の伝達

東海地震注意情報が発表されたときは、次のように伝達される。

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 東海地震注意情報の内容
- イ その他必要な事項

2. 警戒態勢の準備

- (1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階では平常時勤務体制で対応するが、職員は勤務時間外においても警戒宣言が発せられることに備え、速やかに対応できるよう準備しておく。
- (2) 警戒宣言が発せられることに備えて、組織動員配備の検討を行う。
- (3) 府からの伝達のほか、テレビ・ラジオ等報道機関による情報の入手にも努め、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

第2節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

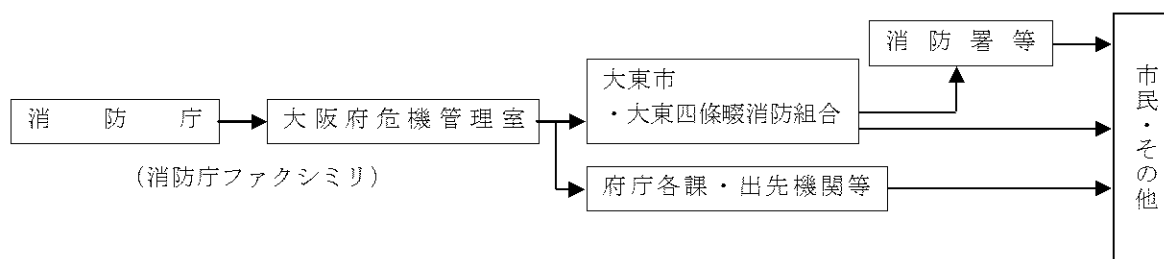
市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講じるべき事前の対策を進める。

1. 東海地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報の発表があった場合や警戒宣言が発せられた場合は、迅速に関係機関、住民・事業所に伝達する。

(1) 警戒宣言

ア 伝達系統



イ 伝達事項

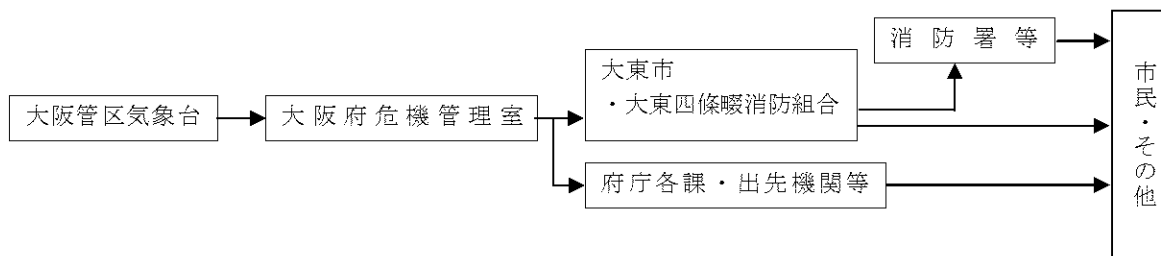
(ア) 警戒宣言

(イ) 警戒解除宣言

(ウ) その他必要と認める事項

(2) 東海地震予知情報

ア 伝達系統



イ 伝達事項

(ア) 東海地震予知情報

(イ) その他必要と認める事項

2. 警戒態勢の確立

(1) 動員配備体制

警戒宣言が発せられた場合は、市部長会の協議に基づき、必要に応じて動員配備体制を

とり、地震が発生するまで、または警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知する。警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

(2) 活動内容

ア 配備の確認

(ア) 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。

(イ) 関係機関等との情報連絡を緊密にする。

イ 出動の準備

(ア) 職員は、地震災害発生に備えて迅速に出動できる準備を整える。

(イ) 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

ウ 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

エ 各部の措置

各部は、地震発生に備えて次の措置を講じる。

(ア) 出張事務等をできるかぎり抑制する。

(イ) 各所管施設の火気使用を制限及び危険物品等の整理を行うとともに、市の所有する車両の使用を抑制する。

(ウ) 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検を行う。

(エ) 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検を行う。

(オ) 地震発生時に備え、職員の参集、応急対策実施に対する体制を整備する。

(カ) 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う。

(キ) 要介護者、独居老人などの状況を把握する。

(3) 消防・水防

市、消防機関、水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講じるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

ア 東海地震予知情報等の収集と伝達

イ 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒

ウ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備

エ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

(4) 交通の確保・混乱防止

四條畷警察及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

ア 交通規制、交通整理

イ 交通規制等への協力と安全走行についての広報

(5) 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもとに、運行規制または安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講じる。

(6) ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

(7) 危険箇所対策

ア 市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

イ 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、四條畷警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

(8) 社会秩序の維持

ア 警備活動

四條畷警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

イ 生物資源対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講じる。

(9) 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街(地階)等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。

【地域防災計画関係資料】	資料6：関係機関の通信窓口	P407
	付表1：河川一覧表	P428
	付表3：ため池一覧表	P433
	付表4：土石流危険溪流一覧表	P434

付表5：急傾斜地崩壊危険区域等一覧表	P435
付表7：災害危険区域一覧表	P438
付表8：山地災害危険地区一覧表	P439
付表18：市の車両保有台数一覧表	P456
付表26：大東市災害用備蓄物資一覧表	P467

第3節 住民・事業所等に対する広報

1. 広報の内容

市は、警戒宣言が発せられたとき、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 身の安全確保の方法
- (3) 出火防止措置
- (4) 初期消火措置
- (5) 避難時の注意
- (6) 家庭や事業所における危険の防止
 - ア 家具や事務用品等の転落防止対策
 - イ ブロック塀や屋根瓦等の補強
- (7) 社会的混乱防止の注意
 - ア 自動車使用の自粛
 - イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
 - ウ 不要な買いだめの自粛
 - エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- (8) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (9) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (10) 非常用持出し品の用意
- (11) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれがあることの周知
- (12) 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

2. 広報の方法

次に示すような方法で広報する。なお、広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

- (1) 防災行政無線、市の所有する車両、消防自動車等による巡回広報
- (2) 自主防災組織等の住民組織と連携する。
- (3) 自治会掲示板への広報資料の掲示等による広報
- (4) 市広報板への広報資料の掲示
- (5) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

【地域防災計画関係資料】付表18：市の車両保有台数一覧表…………… P456

付編 2 南海トラフ地震防災対策
推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

平成25年12月27日に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第87号）が施行され、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、法律の題名も「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」へと改められた。

本市は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月28日に内閣総理大臣により「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号 以下、「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務または業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、次表のとおりである。

1. 大東市

部局名	事務又は業務
危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> (1) 防災会議に関する事 (2) 災害救助法適用事務に関する事 (3) 防災用資機材の備蓄及び整備・点検に関する事 (4) 防災無線の維持管理及び統制に関する事 (5) 通信連絡計画の策定及び実施に関する事 (6) 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関する事 (7) 輸送計画の策定に関する事 (8) 食料、生活必需品及び救援物資、復旧資機材の輸送に関する事 (9) 防災訓練に関する事 (10) 自主防災組織の育成指導に関する事 (11) 災害対策本部の庶務に関する事 (12) 大東四條畷消防組合との連絡調整に関する事 (13) 水防活動に関する事
政策推進部	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本部長、副本部長の秘書に関する事 (2) 被災地の視察及び慰問に関する事 (3) 災害見舞いの受付、受領に関する事 (4) 被害状況の取材、記録に関する事 (5) 報道機関との連絡調整に関する事 (6) 気象状況、避難通告など市民への広報に関する事 (7) 災害広報の実施及び総括に関する事 (8) 報道情報の収集に関する事 (9) 災害対策予算、その他財務に関する事
総務部	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害にかかる諸証明に関する事 (2) 災害見舞金、弔慰金の支給に関する事 (3) 義援金に関する事 (4) 被災者生活再建支援金に関する事 (5) 救援物資の受付及び仕分けに関する事 (6) 人的支援の受入れ、配置に関する事 (7) 災害時の本庁舎の維持管理計画の策定及びその実施に関する事 (8) 本庁舎等の電気設備、空調設備及び車両などの保全に関する事 (9) 対策部への配車に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 防災活動に伴い発生した交通事故、人身事故等の処理及び事故対策に関する事 (11) 公務災害補償等、職員に対する給付及び援助に関する事 (12) 家屋被害の状況調査に関する事 (13) 被害に伴う市税の納税緩和措置に関する事 (14) 埋火葬の許可に関する事
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害による感染症予防のための薬剤散布に関する事 (2) 防疫医薬品及び防疫資機材の調達、配布及び物品の出納に関する事 (3) 被災地域のごみ、塵芥の処理に関する事 (4) 被災地域のし尿の処理に関する事 (5) がれきの収集処理に関する事 (6) 遺体の安置に関する事 (7) 葬祭業者への協力要請に関する事
福祉・子ども部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者等にかかる福祉施設利用者（以下「障害者等福祉施設」という。）の安全確保に関する事 (2) 障害者等福祉施設利用者の被災状況の調査に関する事 (3) 障害者等福祉施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事 (4) 障害者等にかかる民間保育園等、民間施設との連絡調整に関する事 (5) 災害時の休園等の措置に関する事 (6) ボランティアに関する事 (7) 避難行動要支援者の避難に関する事 (8) 児童福祉施設利用者の安全確保に関する事 (9) 児童福祉施設利用者の被災状況の調査に関する事 (10) 児童福祉施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事 (11) 民間保育園等との連絡調整に関する事
保健医療部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者にかかる福祉施設利用者（以下「高齢者福祉施設」という。）の安全確保に関する事 (2) 高齢者福祉施設利用者の被災状況の調査に関する事 (3) 高齢者福祉施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事 (4) 高齢者にかかる民間施設との連絡調整に関する事 (5) 大阪府四條畷保健所との連絡調整に関する事 (6) 大東・四條畷医師会、大東・四條畷歯科医師会及び薬剤師会の協力要請に関する事 (7) 災害時の負傷者、急病人の治療に関する事 (8) 避難所の巡回診療に関する事 (9) 地域包括支援センターや介護保険サービス提供事業所等との連絡調整に関する事 (10) 高齢者等要援護者の生活支援に関する事
街づくり部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市街地の不燃化促進に関する事 (2) 応急仮設住宅の建設用地の確保及び建設に関する事 (3) 土砂災害危険箇所の災害対策に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 被災建築物等の解体撤去に関する事 (5) 被災建築物等の危険度等の相談に関する事 (6) 公園道路等の整備に関する事 (7) 応急復旧資機材の調達に関する事 (8) 災害復旧資機材の備蓄の管理に関する事 (9) 道路・橋梁・危険箇所等の二次災害防止に関する事 (10) 道路、住居などの障害物等の除去に関する事 (11) 河川等の応急に関する事 (12) ポンプ場の維持管理及び操作に関する事
水道部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道施設の整備に関する事 (2) 下水道施設の応急復旧に関する事
水道局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上下水道施設の整備に関する事 (2) 応急給水に関する事 (3) 給配水管の応急復旧及び給配水の確保に関する事 (4) 情報、資料の収集、記録及び報告書の作成に関する事 (5) 資機材の調達に関する事 (6) 車両の管理及び配車に関する事
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童等（園児、児童、生徒）の安全確保に関する事 (2) 児童等（園児、児童、生徒）の避難救助と被災状況の調査に関する事 (3) 施設の被害状況の調査に関する事 (4) 施設の保全等に関する事 (5) 災害時の休校園等の措置に関する事 (6) 被災児童及び生徒の応急教育に関する事
大東市消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防訓練及び消防資機材等の点検に関する事 (2) 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関する事 (3) 被災者、負傷者等の救出・救助に関する事
大東四條畷消防組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害活動、消防活動に関する事 (2) 救急活動に関する事 (3) 人命救助、避難誘導に関する事 (4) 情報収集及び連絡に関する事 (5) 被害の集計及び記録に関する事 (6) 通信指令に関する事 (7) 広域応援体制の要請及び受け入れに関する事 (8) 火災予防対策に関する事 (9) 危険物等の災害予防対策に関する事 (10) 消防計画の指導に関する事

2. 大阪府

機関名	事務又は業務
北河内地域防災監	災害予防対策及び災害応急対策等に係る、市及び関係機関との連絡調整に関する事
大阪府枚方土木事務所 寝屋川水系改修工営所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関する事 (2) 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への

	提供に関すること (3) 所管する河川の水防警報発表等に関すること (4) 水防活動及び水防配備状況等の伝達に関すること
大阪府四條畷保健所	災害時における保健衛生対策に関すること
大阪府中部農と緑の総合事務所	(1) ため池の水防対策、山地の防災対策及び復旧対策に関すること (2) 水防時の雨量、ため池水位等の情報の収集及び水防関係者への提供に関すること (3) 水防活動及び水防配備状況等の伝達に関すること (4) 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること

3. 大阪府警察（四條畷警察署）

機関名	事務又は業務
四條畷警察署	(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること (2) 交通規制・管制に関すること (3) 災害資機材の整備に関すること (4) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること (5) 犯罪の予防、取締り、その他治安の維持に関すること (6) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること (7) 広域応援等の要請・受入れに関すること

4. 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
大阪管区气象台	(1) 観測施設等の整備に関すること (2) 防災知識の普及・啓発に関すること (3) 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること
近畿農政局（大阪地域センター）	応急用食料品及び米穀の供給に関すること
近畿地方整備局 淀川河川事務所	(1) 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること (2) 水防警報の発表伝達（指定河川について）に関すること (3) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること (4) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること (6) 国管理の被災公共土木施設の復旧に関すること
近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	国管理の河川の洪水予報の発表及び伝達に関すること

5. 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊第三師団 第36普通科連隊	(1) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること (2) 災害派遣に関すること

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵便株式会社（大東郵便局）	(1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること (3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
西日本旅客鉄道株式会社（大阪支社）	(1) 鉄道施設の防災管理に関すること (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話株式会社（大阪支店）	(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること (4) 災害時における重要通信確保に関すること (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること (7) 災害用伝言ダイヤルの提供に関すること
関西電力株式会社（守口営業所）	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること (2) 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること (3) 災害時における電力の供給確保に関すること (4) 被災電力供給施設の復旧事業の推進に関すること
大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること (3) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること (4) 災害時におけるガスの供給確保に関すること
日本赤十字社（大阪府支部）	(1) 災害医療体制の整備に関すること (2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること (4) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること (5) 避難所奉仕、ボランティアの受け入れ・活動の調整に関すること (6) 救助物資の備蓄に関すること
淀川左岸水防事務組合	(1) 水防団員の教育及び訓練に関すること (2) 水防資機材の整備・備蓄に関すること (3) 水防活動の実施に関すること
日本通運株式会社	(1) 緊急輸送体制の整備に関すること (2) 災害時における救助物資等の緊急輸送への協力に関すること
京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社	(1) 運行施設の防災管理に関すること (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること (3) 災害時における緊急輸送の協力体制の整備に関すること (4) 災害時における運行通信施設の利用に関すること (5) 被災運行施設の復旧事業の推進に関すること
西日本高速道路株式会社（関西支社）	(1) 管理道路の整備と防災管理に関すること (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関すること (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること

	(4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事
大阪広域水道企業団	(1) 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事 (2) 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事 (3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事 (4) 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事 (5) 応急給水及び応急復旧に関する事 (6) 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事

7. その他公共団体

機関名	事務又は業務
大東市社会福祉協議会	(1) ボランティアの受け入れに関する事 (2) 被災者に対する災害復旧指導および生活資金の融資に関する事
一般社団法人大東・四條畷医師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関する事 (2) 負傷者の収容及び看護に関する事
大東商工会議所	商工業者に対する復旧指導及び融資に関する事
一般社団法人大阪府LPガス協会（北東支部）	(1) LPガス施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事 (3) 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事 (4) 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配 [応急対策部]

(1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

用途のめやす	品目のめやす
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

(2) 市は、地域住民等に対する応急救護および地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

2. 人員の配置 [統括部]

市は、府に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請するものとする。

3. 災害応急対策等に必要な資機材の配備 [応急対策部]

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策および施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等計画を作成するものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

1. 応援協定の運用〔統括部、大東四條畷消防組合〕

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

相互応援協定表

協定名称	協定市町等
大阪府北ブロック消防相互応援協定	吹田市、守口市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、枚方寝屋川消防組合、守口市門真市消防組合、大東四條畷消防組合
東大阪市・大東市消防相互応援協定	東大阪市
大阪市・大東市消防相互応援協定	大阪市
大阪府下広域消防相互応援協定	府下全域
北部生駒山系林野火災消防相互応援協定	四條畷市、交野市、生駒市
大阪市・大東市航空消防応援協定	大阪市
災害相互応援協定 (北河内地域7市)	守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四條畷市、交野市
相互協力覚書	大東市内郵便局

2. 自衛隊の災害派遣要請の要求〔統括部〕

市長は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第3師団長に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- (1) 災害の状況および派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域および活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、地震災害応急対策・復旧対策第1編第1章第7節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところによる。

3. 緊急消防援助隊の出動要請〔大東四條畷消防組合〕

大東四條畷消防組合管理者又は消防長は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、直ちに知事に対して応援要請を行うものとする。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

第3節 帰宅困難者への対応〔統括部〕

1. 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
2. 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 円滑な避難の確保に関する事項

第1節 避難対策等〔統括部・大東四條畷消防組合・地区対策部・健康福祉対策部・関係機関〕

1. 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおり。
 - ・避難者カード
 - ・避難状況報告
 - ・避難者収容記録簿
2. 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
3. 地域の自主防災組織及び施設または事業所の自衛消防組織は避難の勧告または指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画または避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
4. 介護等を要する者に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - (2) 市長より避難の勧告または指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護および搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
5. 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は次のとおり。

【災害予防対策第2章第11節「5. 外国人への対策」、「6. その他の避難行動要支援者

に対する配慮」参照】

6. 避難所における救護上の留意事項

(1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食糧および毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達および確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 府に対し府および他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

7. 市は、住民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

8. 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてパトロールなどの警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。

市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

第2節 消防機関等の活動【大東四條畷消防組合】

1. 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。ただし、地震発生時には消火活動を優先する。

- (1) 避難誘導
- (2) 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
- (3) 救助・救急等
- (4) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2. 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備および活動計画は、大東四條畷消防組合の消防計画に定めるところによる。

第3節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1. 水道〔水道対策部〕

地域住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

【地震災害応急対策第1章第14節「ライフラインの緊急対応」参照】

2. 電気〔関西電力株式会社守口営業所〕

電力事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、電気は、情報の伝達や避難時の照明の確保等のために必要なことから、系統の多重化など電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。さらに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

【地震災害応急対策第1章第14節「ライフラインの緊急対応」参照】

【地震災害応急対策第2章第9節「3. 電力」参照】

3. ガス〔大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部〕

ガス事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

【地震災害応急対策第1章第14節「ライフラインの緊急対応」参照】

【地震災害応急対策第2章第9節「4. ガス」参照】

4. 通信〔西日本電信電話株式会社大阪支店〕

電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

【地震災害応急対策第1章第14節「ライフラインの緊急対応」参照】

【地震災害応急対策第2章第9節「5. 電気通信」参照】

5. 放送〔日本放送協会大阪放送局・その他放送事業者〕

- (1) 放送事業者は、府、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や居住者等および旅行者等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (2) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じるものとし、その具体的内容を定めるものとする。

第4節 交通対策

1. 道路〔応急対策部・地区対策部・四條畷警察署〕

市、四條畷警察署及び道路管理者は、交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

【地震災害応急対策第1章第13節「3. 交通規制」参照】

2. 鉄道〔西日本旅客鉄道株式会社〕

危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講じる。

【地震災害応急対策第1章第15節「交通の安全確保」参照】

第5節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

〔応急対策部・健康福祉対策部・教育対策部・水道対策部〕

1. 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - (ア) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - (イ) 地域住民の避難地、避難所となる施設については住民等の受入方法等
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所または応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)または1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所または応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3. 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、工事作業を中断する等必要な措置を講じるものとする。

第6節 迅速な救助〔大東四條畷消防組合、消防団、地区対策部、統括部〕

1. 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

【災害予防対策第2章第4節「消火・救助・救急体制の整備」参照】

2. 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

市は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

3. 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保

を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4. 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

【災害予防対策第2章第4節「消火・救助・救急体制の整備」参照】

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 [各部]

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序および方法について考慮するものとする。

1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
2. 避難場所の整備
3. 避難経路の整備
4. 土砂災害防止施設
5. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
6. 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
7. 通信施設の整備

第2節 建築物等の耐震化の推進 [街づくり部、大東四條畷消防組合]

1. 市施設等の耐震化
市及び大東四條畷消防組合は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うこととする。
2. 一般建築物耐震化の促進
市は、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に則して市が作成した「大東市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、平成27年度における住宅・建築物の耐震化率9割の目標達成をめざす。

(1) 耐震診断の補助制度

大東市既存民間建築物耐震診断補助制度（大東市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱）

(2) 耐震改修の補助制度

大東市既存木造住宅耐震改修補助制度（大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱）

第5章 防災訓練計画 [各部・大東四條畷消防組合]

本市は、南海トラフ地震に伴い発生する地震動からの円滑な避難の確保等を推進するが、特に市域において震度6弱と想定される地域があり、市民が地震時に的確な避難を行うことができるよう、避難等に関する教育を実施する。

1. 市および防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
2. 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
3. 市は、府、防災関係機関等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 情報収集・伝達訓練
 - (2) 参集訓練および本部運営訓練
 - (3) 鉄扉及び可動橋の操作訓練
 - (4) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (5) 災害の発生状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府および防災関係機関に伝達する訓練

第6章 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 [危機管理室・教育委員会事務局・大東四條畷消防組合]

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育および広報を推進するものとする。

大阪市を含め沿岸市町村では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育をあわせて実施する。

特に市民が出かける機会の多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生のお知らせ、防災対応を促すことにより地震及び津波被害の軽減に寄与することが期待される。この情報は、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能するので、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう周知する。

1. 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

2. 地域住民等に対する教育

市は、防災関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所および避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

3. 相談窓口の設置

市は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置して、その旨周知徹底を図るなど、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。

第7章 東海地震、東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1節 東海地震、東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

1. 応急危険度判定の迅速化等 [応急対策部・地区対策部・大東四條畷消防組合]

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

第2節 東海地震関連情報が発表された場合への対応 [危機管理室]

東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合への対応については、地震災害応急対策・復旧対策付編「東海地震の警戒宣言に伴う対策」により行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知する。警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。